◎開会の宣告 (午前10時00分)

○議長(大塚純一郎君) おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。



## ◎一般質問

- ○議長(大塚純一郎君) 日程第1、一般質問を行います。
  - 一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますよう お願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初に一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始をし、終了時間は議長がお知らせをいたします。 よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許可いたします。

2番、山岸国夫の一般質問を許可します。

2番、山岸国夫君。

## 〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番(山岸国夫君) 通告に基づきまして一般質問を行います。

質問事項は、マイナ保険証への対応を求めることであります。

質問の要旨は、政府は12月に健康保険証の新規発行停止とマイナンバーカードとの一本化を行うことを表明しました。しかし、マイナンバーカードで保険資格を確認する利用率が昨年4月の6.3パーセントから、12月は4.29パーセント、8ヵ月連続で減少したことが厚生労働省が公表した資料で判明いたしました。

マイナンバーカード取得は任意であります。健康保険証を廃止するというのは政府の方針 そのものに矛盾があります。

只見町のマイナンバーカードの交付枚数は1月31日現在の人口に対し2月8日時点の取 - 147 - 得者数比率は70.1パーセントであり、取得していない町民は1,141人となっています。

朝日診療所の受付での昨年4月と12月のマイナ保険証利用率と4月以降直近までのトラブルの有無について示されたい。

町民の命に係わる問題として、町長は国に対し健康保険証存続を求めるべきでありますけれども町長の考えを伺います。

以上です。

○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長(渡部勇夫君) おはようございます。

それでは、2番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

マイナ保険証への対応を求めるとのご質問でございます。

山岸議員お質しのとおり、マイナンバー法の一部改正により本年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなると承知しております。

ご質問の朝日診療所でのマイナ保険証利用率でありますが、昨年4月が11.6パーセント、12月が8.3パーセントとなっております。トラブルにつきましては、本人確認のための顔認証がエラーとなることが3件ほどあったと聞いております。

国に対し、健康保険証の存続を求めるべきとのご提案でございますが、保険証の発行終了までにマイナ保険証を所有しない方には、申請によらずに従来の保険証に代わる資格確認書を交付することとなっておりますので、受診の際はこの資格確認書を医療機関等に提示していただくことで保険診療が可能となります。

いずれにしましても、町民が安心して保険診療を受けられることが重要でありますのでご 理解をお願いいたします。

- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) 極めて簡潔な答弁でありがとうございます。

私が、質問の一番最後には、町民の命に係わる問題として、町長は国に対し健康保険証存 続を求めるべきであると。これに対しての町長の考えを伺うというのを求めております。こ れについての答弁がありませんので、ここについての答弁をお願いします。

○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。

○町長 (渡部勇夫君) 大変失礼いたしました。

大切なご質問でございます。本当にあの、医療機関を安心して受診できるという環境は町民の命に係わる問題だというふうに認識しております。したがいまして、町民の患者さんが必要な時に安心して医療機関を受診できる環境が最も大切であろうというふうに思っております。そういった意味から、マイナンバーによる健康保険証を利用促進を国のほうで図っておるということと、必ずしも、議員おっしゃるように、マイナンバーを取得されていない方に対しては、資格確認書をもって保険診療を受けることができるという両建てで国のほうでも考えておりますので、そういった意味から医療機関は受診できるというふうに認識しておりますので、現在のところ、その国の考え方に沿って取り組みをさせていただいているところでございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) 私の質問と、今の町長の答弁には乖離があるというふうに思います。 今の町長の、最初の答弁の中身と、今の町長の中身だと、国の方針そのままで進めていけるという内容に聞こえます。

ちなみに、先ほどあの、1,141人、只見町ではマイナンバーカード、まだ持ってないというふうになってますけれども、健康保険証との紐づけの数というのは、これは私も資料要求しなかったんで不明であります。で、自動的に、この従来の保険証に代わる資格確認書を交付するというふうになりますが、それでは只見町で住んでる方の様々な健康保険証の加入があると思います。それは、どのような種類の健康保険証があって、管理はどこがしてて、発行はどこが行っているのか、それぞれ、保険の種類と発行責任。ここ、どこにあるのか。それと、制度上、様々あると思います。例えば、職員の皆さんが加入している共済組合の場合は、使用期限がなかったと思います。例えば後期高齢者だと、毎年、交付されます。それぞれ保険によって違ってきますが、その内容についてお答えをお願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

健康保険証の発行につきましては、各保険者が責任を持って発行するということになって ございます。只見町につきましては、国民健康保険という形で、国民健康保険に加入されて いる方は町のほうで発行をいたします。あと後期高齢者医療に加入されている方につきまし ては、広域圏組合のほうが保険者になっておりますので、そちらで発行をされるということ になります。そのほか協会けんぽですとか、共済組合並びに各大きい株式会社等ではそれぞれに健康組合お持ちのところもありますので、それぞれの保険者が保険証を発行するという ことになろうかと思います。

またあの、期限のない保険証につきましても、12月2日をもって健康保険証が廃止となります。ので、その後の発行等については各保険者が決めることになると思います。

国民健康保険につきましては、7月31日で切り替えになりますので、令和6年の7月に保険証のほうは一応、発行をする予定で進めております。ただ、期限は一年間ですので、その後は資格確認書を、マイナ保険証を持ってない方については資格確認書を発行をさせていただくという流れになります。

以上です。

- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) そうすると、今、国民健康保険については、これ、町が発行するということで、これは12月2日までの有効期限じゃなくて、一年間の、来年の8月まで、7月までですか、それに有効だということですか。
- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 保険証自体の発行はできますので、8月1日から翌7月31 日までの健康保険証のほうは発行をさせていただきます。
- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) この、簡単に短期証の発行と言いますけれども、この間のあの、12月の議会において、低所得者への給付金の支給でも、これ、600人ほどだったということでの説明を受けました。で、これでも、町だけでは事務が大変で、これも委託でその名前の抽出を行っていただくということでありました。で、この、今持ってない1,141人について、これは先ほど説明のありました、様々な健康保険制度に加入の方がおられます。そうすると、それぞれのところでの、この短期証発行のための事務処理というのは、これは大変な問題にこれからなってくるんじゃないかというふうに私は考えます。

国民健康保険税以外は、以外というか、これと、それと町の職員の共済組合、これの保険証の、国保は勿論、町ですけど、共済組合のこの発行元、共済組合、職員の。これの事務処理というのはどこがやるようになるんですか。

○議長(大塚純一郎君) 総務企画課長、増田英市君。

○総務企画課長(増田栄助君) 町の職員におきましては、今、市町村共済組合ということで加入をしてございます。保険証の発行については共済組合が行いますが、手続き等の受付等は町のほう、町の職員のほうで受け付けをして共済組合のほうに送るという形になってございます。

マイナ保険証の件でございますが、これは他の保険者と同様に、今年度、24年の、20 24年の秋までということになってございます。今持っている保険証については一年間は有 効ということで、その後は使用できなくなるということで、それは保険者と同様の扱いにな っているということでございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) かなり、そういう点ではこの事務負担が、このことによって過重になってくるというふうに私は思います。それと同時に、診療所の、医療機関として毎月5日から10日までの間に前月分の診療報酬得るために支払基金、いわゆるレセプトを提出するようになっていると思うんですが、この時に、いわゆるアンケート画面が出てきて、マイナ保険証利用促進状況に関するアンケートのお願いというものが、この時に出てきて、それに答えないと前に進めないと。要するに、これは厚労省はマイナ保険証、医療機関の窓口でもおおいにこの普及するように取り組みなさいというのを推し進めているようでありますが、その辺は診療所はどんなふうになっていますか。
- ○議長(大塚純一郎君) 診療所事務長、横山伸成君。
- ○朝日診療所事務長(横山伸成君) 今ほどご質問のありました、各医療機関でもマイナ保険証の普及に努めなさいというところにつきましては、先だっても、我々のところは国保の施設というところでございましたので、県の国保課のほうからも利用率向上のための、窓口での利用率向上の目標設定をして円滑にマイナ保険証へ切り替えられるようにという趣旨でございますが、そのような計画書の提出を求められたところでございまして、おそらくあの、県立病院であれば県の病院局であるとか、医療対策室ですとか、あとは一般の病院であればそれぞれ、関係部署のほうからそういうもの、利用率向上のための取り組みということで言っているものと存じます。我々のほうも既に、それは2月でございましたが提出をしてございます。

以上です。

○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。

○2番(山岸国夫君) 国のほうは何が何でも、このマイナンバーカードと健康保険証の扱い を強引に進めようというふうに思われます。

そもそも、なんでこういう問題が出てきているのかということでありますが、そもそも、マイナ保険証の関係では、これは大手企業が全国民の内容を、そのデータを活用していくということでの中身から端を発しております。ちなみに、前年度のこの間のマイナンバー関連事業の90パーセント、これは大きな会社が8社、2,810億円の関連経費受注しております。で、それらの企業が自民党に献金しているのが5億8,000万円も企業献金をしております。ですから、大きな企業がマイナンバーカードの促進を求め、そしてその見返りに企業献金を行うというのが、この今の国の政治のあり方です。この間、国会でも政治資金収支報告書の未記載でキックバックが今、大問題になっております。私はこういう大企業との結びつき、それで財界指導によってこのカードが様々、健康保険証だけでなくて、29項目にも及ぶ中身の紐づけがされて、そして国民のそういう状況を企業が握って、それを活用して企業の利益のために進める。これが本来のマイナンバーカードの導入の中身だというふうに私は思います。

今日、質問している中身は、要するに、国民健康保険にしても、後期高齢者にしても、協会けんぽにしても、町村の共済組合にしても、保険料、保険税は、これは否応なしに納付せざるを得ません。お金取って、そして医療給付が確実に行われるかどうか。ここに私は問題があるということでの今日の質問の大きな趣旨であります。

先ほどの町長の答弁との絡みで、国のほうは、この短期証の、短期証というか、資格証明書、町長答弁だと、これはそれぞれの保険者が持ってない人には送付するというように受け取られます。だけど国のほうは、まだ申請、本人からの申請によって資格書を交付するというような中身で私は捉えているんですが、そこの違いはありますか。

- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 短期証ではなく資格確認書ということでご理解いただきたい と思います。こちらにつきましては、マイナ保険証を取得されていない方については、申請 がなくても各保険者において資格確認書を発行するという流れになってございます。
- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) じゃあ、先ほども質問しましたけれども、国民健康保険証。これについては町が発行するということですが、この方達への、そうすると資格確認書を交付するに

はどれだけの事務が町として必要になりますか。

- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 資格確認書の発行については、今現時点におきましても、年 に一度の国民健康保険証を発行をしますので、同程度の事務にはなるかなと思ってはおりま す。
- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) これはあの、ただ、加入者にそのまま送付するというんじゃなくて、持ってるかどうかの確認が、必要、紐づけが必要になりますよね。それと同時に、マイナ保険証でも、これ、5年に1回、申請し直すということになっていますよね。そうすると、申請忘れた人の対応のこの事務手続きというのも、マイナンバーカード持っていれば、それで紐づけしているけど、5年に1回のその紐づけが申請忘れたという場合も、これは出てくると思うんですね。そういう人の扱いというのはどんなふうな形になりますか。既にマイナンバーカードは、もう何年か経ってますから、ちょうど、その5年目にあたる方も出てくるんじゃないかというふうに思いますけど、その辺の扱い、どんなふうに事務処理になりますか。
- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) マイナンバーカードをお持ちであっても、マイナ保険証として登録されてない方もいらっしゃいます。で、国民健康保険の加入者につきましては、国保連のほうからデータをいただきまして、今現在、約54パーセントの方がマイナ保険証をお持ちであるという情報は入ってきております。町単独でというよりは、国保連さんと協力して、そちらのほうは抽出する形になるかと思います。

基準となる時点で、マイナ保険証をお持ちでない方については、申請によらない形で資格確認書のほうを送付をさせていただきますが、ご本人の希望によってマイナ保険証の資格を解除される方、あとは更新できなかった方につきましては、申請が必要となりますので、申請に基づいての資格書の発行という流れにはなります。

- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) 私はどちらにしても、やっぱり、それぞれ発行者への事務負担。これは大きくなるというふうに思います。そういう点では、今までどおりの健康保険証、これは発行しているわけですから、そのまま、マイナンバーカードを持っているか、持っていないかによって、その資格確認書をわざわざ抽出して送付しなければならないというのは、やは

り、事務を複雑にしているだけだなというふうに感じます。

そういう点では今までの保険証のままで、なんらこれは、不具合がないわけですから、私はそこは、いわゆる12月2日からの保険証を廃止すると。そしてマイナ保険証に一本化してる。で、マイナンバーカードと紐づけして、健康保険証と紐づけしてない人については、資格確認書を発行する。わざわざこれは事務を複雑にしているだけじゃないかというふうに私は考えます。

で、最初のその質問での町長に求めた中身で、私はそういう点では、やはり、マイナ保険証の、一時立ち止まるべきだと、もっと検討すると、12月2日からの取り組みは延期すると。一番、廃止が一番良いわけでありますけれども、そういう意志表示、私は国へ求めてほしいなというふうに思って最初のこの、町長は国に対し健康保険証存続を求めるべきであると。で、それに対する町長の答弁をというのが、先ほども答弁ありましたけど、ここの核心に触れる答弁はなかったというふうに私は思います。要するに、国への、この間、要望でいけば、国民健康保険税が高すぎるということで、全国知事会、それから全国市長会、全国町村会。それぞれ、国に1兆円の財政支出を求めて、国保税が安くなるような対応策を求めてきた関係があります。

そういうように、様々なやっぱり、会津群や、福島県や、全国町村会、町長会があるはずですから、そういうところでも町長、積極的に発言して、国に求めていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

本当にあの、マイナンバーカードの保険証もそれに切り替わるということで、特にあの、まだ取得、マイナンバーカード自体、取得されてない方もいらっしゃいますし、また、マイナンバーカード持って行っても保険証の紐づけをされていない方もいらっしゃいます。そもそも、任意のはずだったのに、いつの間にか、今までの保険証を廃止するという進め方について、大変な不信感といいますか、不安をお持ちのご意見だというふうに受け止めさせていただいておりますし、私自身も、特にご高齢の方、多くいらっしゃいますので、そういった不安をお持ちだということも受け止めさせていただいております。そのお気持ちはわかるつもりでございます。

またあの、町村長の会合、町村会の中でも、そういった様々なご意見はありますし、先ほ-154-

どの国や県に要望する事柄も、それぞれ要望活動等を通じて要望をしているということでご ざいます。

しかしながら、単独の町村となった時には、従前のマイナンバーのマイナンバーカードを 普及するにあたっても、只見町は一時、福島県下59市町村で下から2番目の普及率の時が ありまして、そうすると正直、県であったり、国から、もっと普及率を高めるようにという 様々なお話がありました。そして、国のほうでは、決して、ペナルティーではありませんと 言いながら、地方交付税に差をつけるというようなことにも言及されました。そういったお 話がそれぞれの自治体に出てくるというのも一方の実態でございます。ので、私どもとしま しては議会の皆様と常々話をさせていただいて、一番は町民の安定的な診療を保障すること、 安心して医療機関を受診していただけるような環境を守ることが最も大切だというふうに思 っておりますので、議員おっしゃる事柄は私としても受け止めさせていただいておりますし、 それぞれの所属の、私どもは町村会、また、議員の皆様はまたそれぞれの会があると思いま すが、それぞれの中で、それを話題にして、組織として、いろんな県や国へ取り組みするこ とは、その決定事項に基づいてそれぞれ従来も行動しておりますが、単独でこの件について、 声を挙げるというのは、先ほど言いました事情も、今までの経過もありますし、今、既に、 そういった方向性が国によって示されている段階でありますので、今、一番あの、末端の自 治体としてできることは町民の方、患者さんが安心して保険診療を受けられるような、そう いった資格確認書とか、様々なお知らせであるとか、あとはできるご支援もあると思います ので、ソフト面での対応にならざるを得ないかなというふうに、正直のところ思っておりま すので、お気持ちはわかりますけども、そういった対応にならざるを得ないというところを ご理解いただければなというふうに思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) なかなか苦しい、町長の答弁だと思いますが、私はあの、このマイナンバーについては反対の立場でありますし、こういう国民に大きな負担を強いてくようなやり方。これは国の問題でありますけれども、やめるべきだというふうに思います。

この件に関しては、先ほど保健福祉課長含めてのご答弁で、かなり私は町にも事務負担、 大変になろうかなというふうに思ってます。こういうふうに、町長はソフト面でというふう な対応を図っていくというふうにおっしゃいましたが、それだけ余計な仕事を国がやっぱり、 町の行政にも押し付けているというふうに私は捉えざるを得ません。 そういう点では、私はこの制度に反対しておりますけれども、これはこれとして、町はやはり、先ほど答弁にあったように、町民の命に係わる問題ですので、これはやっぱり丁寧な取り組みを、先ほどの答弁のようにお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(大塚純一郎君) これで、2番、山岸邦夫君の一般質問は終了しました。 続いて、7番、酒井右一君の一般質問を許可します。

7番、酒井右一君。

## 〔7番 酒井右一君 登壇〕

○7番(酒井右一君) 通告に基づきまして、3月議会の一般質問を申し上げます。

まず一つとして、主題ですがね、人口減少に伴う少子化対策の強化についてお願いしますということなんですが、一つ、質問の要旨。人口の動態を分析すると、特に幼少年齢と生産年齢人口の減少が激しく、激しいんです。只見町は現状の社会機能、社会機能は一般に使われている言葉ですので、そのようにご理解願いたい。維持できなくなるのではないか、さらには自治体、只見町としての存続の危機を迎えつつあるのではないか。この現状について、町長の、この現状についての認識をお伺いいたします。どう考えていらっしゃるのか。一部の事例を挙げれば、集落の衰退、医療福祉現場の人材難あるいは飲食・宿泊事業者における後継者不足、土木建築現場では極めて深刻な人手不足にあります。親戚がやっておりますので、これもよくわかります。

二つ目として、子育て政策。新計画、事業計画にも一部書いてはありますが、子育て政策は出生があって子育てが機能していくものであると承知しております。また、幼少年齢は時間が経ちますと生産年齢へと推移していくことは、これは言うまでもないことであります。出生数と生産年齢の人口の回復について、具体的な政策投資あるいは戦略、この間、昨日、戦略と戦術の話が出ましたが、そういったものがあるかどうかお伺いいたします。

三つ目として、生産人口や財政規模が収縮する中、最も、最も優先すべき投資政策課題、 政策課題は何か。これをお伺いします。

なお、文中に使用されているものは全てあの、町の統計要覧に示されている解説の意味と 同じものを使っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長(渡部勇夫君) 7番、酒井右一議員のご質問にお答えいたします。

人口減少に伴う少子化対策の強化についてのご質問でありますが、項目ごとにお答えいたします。

1点目の只見町の人口動態の分析から、特に幼少年齢と生産年齢人口の減少が激しく、只 見町は現状の社会機能を維持できなくなるのではないか、さらには自治体として存亡の危機 を迎えつつあるのではないかとのご指摘でございます。

酒井議員お質しのとおり、これまで町の総人口が減少する中において、比率としましても 高齢化率が高まる一方、生産年齢人口比率と年少人口比率は減少を続けてきました。

また、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した只見町の推計人口では、2 050年時点で総人口が2020年51.5パーセント、生産年齢人口が49.1パーセントと現在から半減するとの見込みが示されました。

これらの現況は只見町だけでの問題ではなく、2011年以降、日本の総人口は減少を続けており、2020年と2023年の都道府県別総人口比でも増加しているのは東京都と沖縄県だけであり、福島県は減少率が6番目に高い状況となっております。

こうした現状について、大変厳しい状況にあり、集落の維持や様々な業種での人員不足、 後継者不足は深刻な状況であると認識しております。

2点目の出生数と生産年齢人口の回復についての具体的な強化策についてでありますが、稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする。地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる。結婚・出産・子育ての希望をかなえる。人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。の四つの基本目標と、多様な人材の活躍を推進する。新しい時代の流れを力にする。の二つの横断的な目標を定めた、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、専門人材の育成、デジタルトランスフォーメーションの推進、テレワークなどの働き方改革、関係人口の創出・拡大、企業版を含めたふるさと納税、仕事と子育ての両立など様々な面から地方創生を推進しております。

町といたしましても、若者が定住していただくため、只見高校生を対象とした就職説明会の実施や免除型の未来の人材育成奨学資金の創設、U・Iターン等促進助成金や結婚生活支援事業補助金、住宅取得支援事業補助金などの支援策を実施するとともに、定住等促進住宅などの整備により住環境の改善に努めてまいりました。

また、子育て支援策として、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援とともに

子宝祝金や国庫補助金を活用した各種給付事業、18歳までの医療費、保育料や給食費の無 償化などの経済的支援を実施してきたところですが、出生数や生産年齢人口の増加には至っ ていないところです。

全国的に見ましても、2023年の出生数が過去最少となり、婚姻数も50万組を下回る 状況となりました。晩婚化・晩産化の影響やコロナ禍で婚姻数が減った影響もあり、今後も 中長期的に出生数の減少が想定される状況と言われております。

未婚化、晩婚化の進行を背景に少子化対策の一環として婚活を支援する動きも広まっており、福島県においても、ふくしま結婚・子育て応援センターを設置しておりますので、町としても出生数や生産年齢人口の減少速度を遅らせていくため、関係機関と連携しながら婚姻に対する支援を行っていきたいと考えております。

3点目の生産人口や財政規模が収縮する中、最も優先すべき政策投資先は何かとのお質しでありますが、出生数や生産年齢人口を維持していくためには、特に若者、若年層の定住が不可欠であると認識しております。

そのためには住みやすい町づくりと所得を上げるための産業基盤の整備が必要と考えております。

上下水道や道路の整備、住環境の充実など社会インフラの維持管理のほか、子育てに対する支援などにより安心・安全な住みやすい町づくりに努めるとともに、農林業、商工業、観光業などそれぞれの産業基盤を整備することにより稼げる町づくりに政策投資していく必要があると考えておりますので、酒井議員はじめ議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 今回の一般質問はほとんどこの後継者あるいは人口減少、全部、皆さん方がそうなんです。ただ、一つだけ、皆さん方の話題に、なったかもしれませんが、印象が薄かった問題がありまして、それは子育て問題、人口減少はありましたけれども、どうしたら妊娠される方が増えるのか。あるいは出生数が上がるのか。そこについての具体的な議論がなされません。特にそう思いました。

そしてあの、大変申し訳ありませんが、私もこの問題については、人口ビジョンできた当 時以前から徹底的にこれを分析をしたりして、町長の答弁をお伺いしております。

いずれにしても一般的な話を羅列をして、この町がこの町であるかと、この町はどうする

んだと、この町は出生率を上げる、結婚する人を増やす、どうしたら上がるかという、具体 的な政策を説明された記憶がございません。

それから、町長、これはあれですかね。社会保障・人口問題研究所を数値を基にされておりますが、この只見町の生の数字を基にされたんではないんですか。社会保障・人口問題研究所というのは、あくまでも上張り・下張りがありますから、ここの人口問題を、只見町の人口問題を分析していくうえには、もはや他人が分析したものを、ああだこうだ評価する時点ではないんです。そう思います。この町独自の実数に基づく調査は、この答弁の中でされた結果でありますか。それをお伺いします。

○議長(大塚純一郎君) 答弁お願いします。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長(増田栄助君) 今ほどのご質問でございます。

まずあの、将来の人口推計ということにつきましては、社人研の公表データを参考にさせていただいているということでございます。ただあの、過去の数字、人口の減少率であるとか、そういったものについては、それぞれの段階で現実を見ながら検討させていただいておりますが、推計におきましては社人研のものを参考にさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) これほど長く、いわゆる子ども・子育て支援事業計画においても、2 期、3期目ですか、人口ビジョンについても、ひと・まち・しごと、この件についても、これ一緒に出ましたが、既に8年ぐらい経っておりますかな、ちょっと記憶が曖昧ですが。その間あの、この町の実数を基にしたものがなく、非常に社人研の話は全国、共通した係数を掛けておりますので曖昧なんです。

ここであの、議長にお願いしますが、資料を配付していただきたいと思いまして、時間を 止めていただきたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 私はあの、非常にこの人口問題については、町の基盤を成す話ですので、産業が先か、人口が先か、といった時には、いわゆる人口がなければ産業が成り立ちま

せんので、まず生まれる人を増やせば、母子手帳の段階からそこに携わる人、生まれればそこに携わる人。それから支援事業計画にあるような仕事も増えていきます。まず人がなければだめだと。

これはあの、わかりやすく伸ばしていただいてありがとうございましたということですが、 いわゆる3ページ構成になってまして、1ページ目。これはあの、現状、昨年12月31日 の、この町の集落別の、人口段階別の調査書です。生の数字です。

## 一つお伺います。

町長はあの、この町、27集落ありますが、27集落のうちで、いわゆる0歳から4歳までの人がいない集落がいくつあるかご存じですか。お伺いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) 今、はっきり、いくつとは申し上げられませんが、相当あるというふ うに思っております。
- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) ここに表記してあるものは、申し上げましたとおり、昨年12月31日、直近のデータを、0歳から4歳、それから100歳以上まで全部調査して、数字、実は入ってます。27集落のうちに、0歳から4歳までに、誰もない、人がいない、この集落13あります。半分ですよ。さらに、5歳から9歳までにいないところも、これもやっぱり10近くあります。何を言いたいかといいますと、社人研では、こういう詳しい調査データを使いません。一般的な合計特殊出生率ですとか、そういったものを基にしておりますが、只見町、1個、合計特殊出生率を計算しようとしても、これは計算成り立ちませんので、出ません。おおよそは出ます。そういう中で、言わんとするのは、今、0歳から4歳が表記されてますが、これが、0歳から4歳までの方が生産年齢人口になった時の人口がこの裏に、3分の2ページに書いてあるものです。ですから、これは、この町の住民基本台帳に基づく実際の数字です。

この2ページ目、今ご覧になっているものは、いわゆる0歳から4歳、いわゆる幼少年齢、 14歳までの年齢が生産人口になった場合、勿論、ところてん方式に上のほうは、ここから 外れていきますから、どういうふうに変わるかということを調べたものですが、書いてある とおり、14年後に、14年後に幼少年齢が、10年後っていうのは15歳になる、生産年 齢になるという意味ですよ。そのまま生産年齢に移行した場合、生産年齢人口は384人減 少しておりますよと。で、生産年齢は、この町全て、合計で1,304人になりますよと。 それからまた1ページに戻りますけれども、12月31日現在、去年では1,688人おりました。約400人弱減るわけですよ。

で、さらに問題が深刻なのは、現状で人を募集してもいない。何度もおしらせばん出して も出てこない。いないはずですよ。人がいないんですから。私の親戚の土建会社なんかは、 新潟・栃木から来てもらってやっていらっしゃいます。

ですから、これが、この後、さらに生産年齢人口が一回りまわると、本当に人口がいなくなるんですね。当時あの、明治時代に3ヵ村の人口を含めてみますと、ここまでは下がらないんですが、あの頃はやっぱり、土地があって、そこで農業をして暮らしておられる方がいらっしゃったんです。

ここはあの、政策的な、何をすべきかというところで、なんかその、間違ってらっしゃるんでないですかということです。

3分の3ページを見ていただきますと、これあの、現在の数字というのは先ほどから申し上げている、去年の12月31です。こんな数字になってます。これが生産年齢人口の数ですよ。それから、生まれたばっかりの子どもが15歳になる年を迎えますと、隣の、いわゆる14年後ですから、15歳になると、このような数になって1,304人になると。

それをわかりやすく示したのが右のグラフです。突出して高いのは、これは人口がいるから高いんでがなくて、密度が高いんじゃなくて、面積が広くて、ある程度、そこに人が集まっている。しかしながら、それを見ますと、人口減少の幅が他より多いんですね。これはあの、只見町全てが人口減少に繋がっておって、なんとか手を打たなければ、人を増やさなければ、子育ての問題ではなくて、妊娠・出産を増やさなければどうにもならない。

今あの、そうですね、おそらく、愚問かと思いますが、プライバシーに関することなんで、 概算で結構、感覚としても結構、独身の方々、結婚適齢期の方々、どのぐらいいらっしゃる か。男女合計でいいが、そういったことを統計として数えていらっしゃる部署がありますか。 あれば、どのぐらいいらっしゃるのか、お伺いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 総務企画課長、増田栄助君。
- ○総務企画課長(増田栄助君) ご質問のとおり、統計として調査をして把握している部分は ございません。
- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。

- ○7番(酒井右一君) 質問事項が一つに絞っておりまして、内訳としてお話してますが、行 ったり来たりする部分はご勘弁いただきたいと思いますが、昔の事言っても仕方ないんです けれども、往時の、昭和30年の人口は1万3,106人。現在、3,717人。実に3分 の1になりました。しかも高齢化率が約50パーセント。生産年齢は今、お話したとおり。 これを考えた時に、この実数ですよ。これ。実数を考えた時に、この町の将来、これはあの、 町長が悪いとは言ってみても仕方ないんですが、少なくても人口ビジョンの30ページから 34・5ページまで書いてある、そこで既に予見しているはずなんです。しかし、予算を見 た時に、県だ、国だとかと言いますけど、県だ国だというのは只見町でないんですね。おお よその傾向です。何度も申し上げますが、社人研のものを基にしてます。ここ独自の実態を 基にして、例えば十島さ行ってみて、どうだ。岩渕さ行ってみて、どうだと。あるいは倉谷 さ行ってみて、どうだと。そういったことを積み重ねていって、それを重要施策にしなけれ ば、本当に産業もなくなる。人々の生活は衰退する。結果して、先ほどのグラフでご覧のと おり、既にないところがあるんですね。この辺その、町長は、生の数字を前にして、今後、 令和6年の施政方針、予算、少なくても施政方針の中で出生率を高めていくということにつ いて、具体的には触れてないとみてます。どうされますか。このままいったらば、私らも選 挙ですが、町長も選挙迎えます。次の4年間の間に、これはさらに促進するんですね。何故 かっていうと、生産年齢たって、子どもの生産年齢がいませんので、そうなります。何か方 策ないですか。町独自の。県がこうしている、国がこうしているんではなくて、この町は、 この現実を抑えて、この町ならではの独自の政策を聞きたい。
- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

その前に、今ほど、集落別、行政区別に、且つ、年令階層別に資料の提供をいただいて、 ありがとうございます。

やはり、社会保障・人口問題研究所のデータも大事でありますが、やはり、酒井議員から ご提供いただいた、集落ごとに、且つ、年齢階層別に、そして将来の推計も含めた、こうい った資料は大変貴重だというふうに思いまして、やはり、こういったことに日頃から、我々、 心掛けなければならないというふうに改めて思っております。

過去には、高齢化率が進んでいる時には、このような取り組みも一部にはありましたけど、 本当に現在、深刻な少子化の状況にありますので、こういった資料を参考にさせていただい て、取り組みをしていきたいというふうに思います。

一つには、今までは、いわゆる経済対策を中心にやってきましたが、そういった中にあっても現在のような状況にあります。一つ、これあの、また、社人研とは違いますけど、日経クロスウーマンという、20代から主に40代の女性を、働き盛りの女性の、そういう、発行しているところがあります。そこで少子化対策に、それぞれ子育て真っ最中の方、キャリア真っ最中の方に聞いてみると、やはり、経済支援よりも、経済支援はいいんですが、経済支援よりも、例えば働いている方なんで、産休・育休から復帰し易い職場環境であること。それがまあ、85.8パーセント。あと、いつでも入れる質の高い保育環境が85.3パーセントということで、勿論、経済対策もあるんですが、経済対策より上に、実際、真っ最中の方が何を望んでいらっしゃるかというと、そういう回答だったということが出てました。ので、それも本来であれば、さっき酒井議員おっしゃったように、各集落別とか、子育て真っ最中の方に直接お聞きする、もしくは匿名でお聞きするという取り組みも必要だと思っております。

そういった中で、やはりあの、話が少し飛ぶと思われるかもしれませんが、私としては、話は飛ぶという概念はなくて、それで認定こども園でいうことを考えておるところでございます。なかなか、そのことが少子化対策に直接的に、本当に結びつくのかという懸念といいますか、そういったお考えお持ちの方多いと思いますが、やはり今まで、保育料の無料化、様々、やってきましたので、そういった経済対策と併せまして、今後は、そういった幼保連携型の認定こども園がその環境を整えていくものと思っておりますので、それが私は結果として少子化対策に町独自のものになるというふうに思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 時間がないので、私が聞いたのは、令和6年、来年度予算を踏まえたうえで、社人研の解析、だってまあ、似たようなもんです。しかし、只見町の現状を見れば、さらに厳しいので、これについて、子ども・子育ての中にも妊婦とか、いろいろ書いてありますが、そこから先のことが書いてないんですね。そこから先とか、それ以前の、いわゆる、表現が難しいですが、男女が集まって、そして子育てができる環境。つまり、妊娠・出産をどうして増やしていくかと、そこの具体的策が予算に裏付けされてないが、何かないですかと。社人研のものを見ると、これ、一般論になりますけども、実際、生の数字を見ると、も

う方法ねえがら、なんとかしてくれとなるわけですよ。手を打たなければ。町単事業になると思います。ただ、それはあの、補助金を拾えばあると思いますが、なんか、これに関する、出生を増やしていく、結婚を増やしていく、あるいは(聴き取り不能)を増やしていく、そういう具体的な、政策に基づいた予算化はされてないようですが、具体的な事業名を挙げて、来年、補正でもなんでもいいから、これやりたいといったような考え、ないですかとお伺いしたわけです。一般的な話は、もう、いいです。この町に特化した話でお願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

特化した話ということで、先ほど一つ、認定こども園を進めていくということが一つあります。

さらに、先般あの、南会津地方振興局主催で、南会津郡内4町村長が集まった会議ありました。そういった中で、講師の方に来ていただいて、意見交換、お話を聞きました。その中で講師の方が言われたのは、少子化対策と子育て支援は違いますよということをおっしゃいまして、子育て支援も必要ですが、やはり今は少子化対策がさらに強く望まれているんで、ということで、それが最終的に産業の振興であったり、所得の向上であると、あとは環境基盤の向上であるというふうに私は理解しましたが、私一人の理解じゃなくて、そういう機会を設けるために、その講師の先生には只見町に来て講演していただくことは可能ですかということはお聞きして、それは日程が合えば可能ですよという返事をいただいておりますので、そういったことは私だけが部分的に聞いている理解が正しいかどうかわかりませんので、やはり、そういった機会を設けることは必要かなというふうに思っております。今は認定こども園とその話をさせていただきました。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 認定こども園、私、二冊読ませていただきまして、母子手帳、妊婦からという話は書いてありますが、妊婦をつくっていくために、あるいは出生させるために、どうするかと、それ以前の話は書いてないです。私はそこを伺ってるわけです。妊婦というのは妊娠するわけです。妊娠する以前に、フランスの事例をご存じでしょうが、妊娠する以前に男女が共通の夢、目的を持って、集まって家庭を築くという作業が必要です。その第一番目の、そこを政策的にないんで、事業計画にないですよ。母子手帳からはありますが、母子手帳以前の話を聞いてます。それを具体的に、町長のお考えを聞かせてもらいたい。それ

一つね。

それと、私、一般質問で、最後に近いですかね、私の後、二人ばかりおります。ほとんどの方が人口減少の問題を問題にしてます。ですから、この人口問題を解消したいというの、我々議会の過半数の意志です。それを踏まえたうえで、今の1点と2点。これを、この町の問題として、この町のリーダーとして、どうしたいのか。そのどうしたいのかをお伺いしたい。どうしたいんであれば、それを予算的にどう裏付けるのかを聞きたい。それだけですから、よろしくお願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長 (渡部勇夫君) お答えいたします。

私も本当に、少子化対策、課題だと思っておりますので、やはりそこは克復していきたい。 もしくは一挙に克復できなければ、その減り方を緩やかにするとか、よそから来てもらうと か、生みやすい環境を含めた少子化対策は本気になって取り組まないと、町の存亡に関わる ということは私自身も強く思っております。酒井議員はじめ、議員の皆様と私は、そこはま ったく変わっておらないつもりですので、そこはまずもってご理解いただきたいと思います。 そういった中で、その講師の方に言われたんですが、最近、少子化、少子化って言ってる けど、正確には少母化ですよって言われました。母親になる女性が少なくなっている、少母 化という言われ方があります。やはり、そういった意味で、医師もそうですが、首都圏に、 地方から転出していってしまうという傾向がありますので、

- ○7番(酒井右一君) マイクなしで発言 聴き取り不能
- ○町長 (渡部勇夫君) はい。

ですから、やはり、魅力的な地域をつくっていく、産業基盤をしっかりつくるという地道 な政策だと思われますが、それを一つ一つ積み上げていくことだと思います。

併せまして、認定こども園の関係で、3地区の保育所の保護者の方との意見交換を3夜させていただきましたが、やはり町長、そう言っても、只見町には、例えば駅前とかどこかに、ママ友がイートインで、そういったお話できる場所もないですよね。子どもがこう、見守りながらちょっと遊ぶ場所がないですよねという話もいただいてますので、そういった整備もしていきたい。

あと、議員おっしゃるのは、その前の話だというところにまたなるのかもしれませんが、 やはり、そういった整備をして、魅力を発信していって、ああ、只見町、良いところだから 行ってみようかということを一つ一つ実績として積み上げてやっていくことしか、私は今、ないと思ってますが、逆に、その辺のところをご指導、ご教授いただけるのであれば、そこは本当にいただきたいなというふうに思っております。率直のところ、そのように考えてございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 町長あの、今回の議会見てください。町長に期待しているのは、みんなそこのところです。人口減少で大変な不安を皆さん持ってらっしゃいます。要約すれば、私までほとんど同じような質問をされております。なんで、私もなくなって、時間がもったいないと言いながらですが、この表を作るにあたり、相当時間かけました。かかる間にその、なんでこうなるのか、将来どうなるのか、ここで説明できませんけれども、後でよく見てもらうと、相当悩んでしまうところがいっぱいあります。よく見てください。

あとあの、町長はその、8年、7年、人口ビジョンから数えて子育で問題、こども園の話をしますと、こども園をつくるという話が先にいっちゃって、何故、こども園をつくるのか。その辺の話がなかなか出てこない。こども園というものは、少子高齢化を踏まえた、子育てをどうやっていくかと。その子育でを充実して、妊婦を増やして、妊婦を(聴き取り不能)と。こども園というのは大きな枠の中の枝葉一つの話で、大きな枠を見れば、そういうことになります。なので、なんとかひとつ、ここまで皆さんの要望が強いんですから、重点的な投資先として、この町の存続のために何をしたらいいのか。私はこう思います。皆さんもそう思っております。議会意志だと思っていただければ、言い過ぎかもしれませんが、結構だと思います。一般質問ですから、それぞれ、私の意見という話ですので、押し付けるわけにいきませんが、実態がこうですから、社人研とか、誰かが計算したものじゃなくて、統計係があるわけですから、仕事をしてくださいよ。そのうえで、適切な指針を示す。それが町長の仕事だと思います。期待しておりますので、お願いします。

それから、これあの、人口ビジョンもそうですし、子育て支援事業計画もそうですが、これ、ちょっと外れますけれども、何か事業をやっても検証をされない。何故増えないのか。何故減ってしまうのか。例えば新しく(聴き取り不能)創生でもいいでしょうが、町独自の出生数を増やす策を1億円かけてやりますよと、あるいは2億円かけてやりますよと言った時に、以前の事業なりを検証しなければ、なかなか、気の利いた話にはならないなと。

ちなみに、申し上げますが、あくまでもちなみです。昨年の決算報告書ですか、を見ます

と、今、町長、只見線開通して大変良い事だと。只見線周辺整備します。しかし、私の親戚も何人も来ましたが、只見線乗って行った先に休むところない、飯食うところない、泊まるところない。この前の雪まつりもそうです。昭和のからむし開館から私宛に連絡がきましたが、雪まつりの時はおかげさまで只見の雪まつりの方々がいっぱい泊まってらっしゃいます。小出もそうです。そんな状態で、何故そうなったのか、検証してますか。きついようですが、以前、これあの、今から8年ぐらい前ですかね、ただ時効というか、補助金の有効期限はまだありますので、いいですか、当時、36軒、旅館・民宿があったですよ。私が雪まつり担当していた頃ですよ。巨大な雪まつりでした。今、宿泊受け入れられる旅館・民宿、何軒あるかご存じですか。只見だけでもいいですが。ひとつ、わかるなら言ってください。

- ○議長(大塚純一郎君) 交流推進課長、目黒康弘君。
- ○交流推進課長(目黒康弘君) 私のほうからただ今の質問にお答えをさせていただきたいと 思います。

只見町の民宿・旅館の数でございますが、3地区合計で、現在、24施設となってございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 私あの、雪まつりに来て、只見観光に来て、やはりこの只見に泊まると、只見は経済の中心だと私は思ってます。只見で、満員だと断る旅館がほとんど、新規に、さあ、どうぞと言われる方は数軒ですよ。それと、何故、評価をして次の政策をしないかと、統計に準拠してやらないかと、統計というのは船でいう、舵取りの舵ですから。羅針盤ですから。これを重要視していただきたい。

これは、先般の宿泊飲食事業の実績総括です。これあの、実績をその、こうなりますよという補助申請の写しですから、右肩上がりになってるに決まってますが、これ、全部、右下がりになってますよ。一部、3軒だか、右上がりになってましたけども。しかも、機能停止の状態になっているところもあるようです。

で、件数と言えば、23軒の事業者がこの事業に応募をして、今言ったように、実績として、これ、5年間の実績を書くようになってますが、実績は全部、右肩上がりですが、今言って3・4軒がそうではないようです。食堂がなくて、マンマ食われねえということも言ってらっしゃいました。この実績を見て町長は、何故、これが機能しなかったか、この宿泊・飲食事業補助金、8,400万ほど金かかってますけど、これが何故、期待通りにいかなか

ったのか。そこは、どう評価されておりますか。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

人口減少に伴う少子化対策の強化ということで、当初予算、今後の補正予算の中でも、そういった強化策の予算を提案することはできないかというお話いただきましたので、その辺は先ほど申し上げた点と含めて、なお、大切なことだと思いますので検討させていただきたいと思います。

そういった中で、一つの例をとってお話いただいたというふうに理解しておりますが、やはり、事業をやるにあたっては、その検証、結果がどうであったか、結果に基づいて当初の予測と違うところは何が原因であったのかと、そういったしっかりした検証を持って少子化対策も進めていかなければならないということで、宿泊・飲食事業の例をとってお話いただいたというふうに理解しております。

また、宿泊・飲食事業につきましては、やはりあの、昨日の一般質問の中でも、商工会のアンケート含めまして、担い手不足、後継者不足といいますか、そういった背景はあるものというふうに理解しております。ので、ここでデータをお示ししないで、ただ言葉だけで言うのも、一部、説得力ありませんので、やはり、そういったことをしっかりとデータに基づいた検証のさらなる深掘りは必要かなというふうに思っておりますので、いずれにしましても少子化対策の強化策についても、宿泊・飲食事業と同様に、当初狙った目的、結果、その差はどこから、どういう原因なのかということをやって、フィードバックしてアップデートしていくという姿勢が必要だということを改めて教えていただきましたので、そこら辺のご意見をしっかりと受け止めて、我々の日常の仕事に反映できるように努力してまいりたいというふうに思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 私あの、図らずも議員選出の監査委員でありまして、これ、全部、分析しました。この制度は非常に良い制度だったです。うまく機能すれば。欠点、完璧な欠陥は、これにその後継者のある・なしを補助金支給の条件にしなかった。これが、この制度の、本当に良い制度だったんだけれども、これによって命を失ってしまった制度だと、私はそう分析してます。まあ、これはこれとして、言わんとするのは、統計は羅針盤です。羅針盤に基づいて走って間違わないかどうか、チェックすると。着いた先、そこで良かったのか。そ

こを評価しない補助事業なんてありませんから。補助事業というのは裏を返せば、口は悪い ようですが、差し上げますよという金ですから。返すことのない金です。そこがなければ、 補助制度の骨格、本体、趣旨が失われますから、なんとかひとつ、まだ間に合いますので、 この制度に肉付けして、もう一回、その宿泊・飲食事業の活性化を図る。当然その、後継者 対策を含めてこれをやる。稲作もそうですが、全ての作業、そうです。そのためには子ども が必要なんですよ。その子どもが親の背中を見て、先ほど誰か言いましたけど、居ぬきで誰 かがやるったって、私あの、近くの大手のスーパーが主業者が代わった経過も、友達ですか ら見てます。問題は、例えば500万でそれを売ったとしても、譲ったとしても、その後、 許認可、施設の衛生上の問題、様々な問題で、3倍ぐらいかかったんですよ。ですから、居 ぬきで誰かが入るということは、なかなか難しいなと。なので、そこにいる後継者の方がそ のまま繋げば、非常にこれ、うまくいくんですよ。そこをひとつ、重要視しながら、この宿 泊・飲食事業も、せっかく先人が、町長、我々議会、11年前の方々、町長も含めて、11 年前は私もおりましたが、みんな一生懸命に只見線なんとかしてくれと。結果が今ですよ。 あなたが導いたんじゃないんですよ。長い努力の歴史があって今日がある。只見線開通した。 降りてみたら飯食う場所もない。これって変じゃないですか。どうしたって。これ行政の問 題ですよ。ここに、評価、総括の視点を充てて、こんなに良い制度があるんだから、もう一 度頑張ると。やめる方が55パーセントいるんだ。こんな状態は異常ですよ。こういう制度 がありながら。ここをなんとかひとつ、力を入れて、出生対策と後継者対策、セットですか ら。ひとつ、町長の力で頑張ってください。

この後、もう一つ質問しますので、この件について、町長、どうしましょう。私の質問時間一つ残してお答え願います。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

宿泊・飲食事業のことの趣旨については大変ありがたいお言葉いただきました。おっしゃるように、後継者の有無につきましてなかったなというふうに思っておりまして、今、ハッとしておりました。

そういった中で今後、様々な制度設計するにあたっては、やはり、いろんな角度から、多 角的に考えた制度設計をしていかなければならないというふうに思いますし、また今後につ きましては、昨日も一般質問の中で商工会等と意見交換、事業主さんと意見交換させていた だいて、さらなる支援を検討していきたいということを申し述べましたので、具体的なこと は後刻になると思いますが、そのような考えを申し述べさせていただきまして、私の答弁と させていただきます。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 最後になりますが、この件、後継者の問題、それから出生数を増やす。 セットです。とにかく頑張っていただきたい。もう、町長に期待するしかないです。我々は 議決機関なんで、しかも、これは一般質問なんで、これは私の意見、提案、規則通りに言え ばそうですから。ただ、皆さん、同じことを言ってますので、大体、どうだと言えば、おそ らく過半数にはなると思います。

あと一つは、やはり、重点施策をやっていくにしても金がかかります。町長、当然、ご存 じだと思いますが、いわゆる実質的な経常収支、これが今、84パーセントでして、80パ ーセント超えた状態であります。なかなか、これは、ちょっと、(聴き取り不能)状態です。 あと、町税ですが、町税なんかも、年間、調べておったはずですが、今年度は、4年度で すかね、91億3,000万と、じゃない、4年度は8億7,800万。8年前の平成27 年は9億1,300万。なんと、3,500万減っております。減る一方です。計算したと ころ、基準財政需要額も、これはあまり変わらないですよ。それはどそうですな、地方交付 税がありますので。ただ、人口が減ったうえに歳出が増えていく。財政上に非常にこれも暗 雲が立ち込めております。この貴重な財源を何に使うか。昨日は出なくなったらどうすんだ。 温泉が出なくなったらどうすんだ。端的な質問がありました。これ、時間計ってたら10分 ぐらい、町長喋ってましたが、出なくなったらどうなるんだと答えにならなかったですよ。 出なくなったらやめますとか、どこかまた掘りますとか、たったそれだけのことでないです か。だから、もう少し、生の声、今の統計の数字でもそうですが、なんとか汲んで、やって いただきたい。財政事情もありますので、非常に悩ましい時期に町政を担われているなと思 っております。そういう意味で、町長には大変多くの期待をしておりますから、昔の町長の ように、昔の町長なんて変ですが、頑張ってください。

総括的な答弁をいただきまして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、最後にお願い します。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長 (渡部勇夫君) お答えいたします。

本当にあの、現下の状況並びに今後の財政運営を含めた私の覚悟といいますか、その考え 方をお質しいただいたというふうに思っております。

財政の面は議員、十分、監査委員としてもご活躍いただいておりまして、経常収支比率が 年々、増高、率が上がっているということはおっしゃるとおりでありまして、やはりあの、 経常収支、経常経費の削減に努めていかなければならないというふうに思っております。

細かな話になりますが、やはり内部だけではなくて、補助的な経費につきましては、外部の委員を交えた検討会、審査会といいますか、そういったのを設けていきたいというふうには実は内部では話をしておりますので、それを一つ一つやっていきたいと思います。

加えまして、今は、ご理解いただけると思いますが、広域行政の負担が大きくなっておりますので、環境衛生組合、広域圏組合の統合の話は先般の協議会で話させていただきました。ですが、事業そのものは新たな、焼却炉の改修とか、数十億円単位になってきます。そうすると4町村だけでは、多少の国庫補助金はいただいても厳しいものがありますので、そこら辺をどうしていくかという問題がございます。

併せまして、消防。消防の話もあります。やはり、広域行政で経費が年々上がってくるという状況が一つにはあります。ですが、やはり、それは4町村共通して取り組まなければならない行政サービスでありますので、それは郡民、町民のサービス低下に繋がらないように、広域環境衛生組合の議員の皆様のご意見も踏まえながらやっていかなければならないというふうに思っております。

それから町税につきましても、残念ながらおっしゃるとおりでございまして、特に電源開発で固定資産税償却資産税が入ってきましたが、我々、地元に住む者としては、なかなかあの、償却の速さは理解できるものではありませんが、これも国で決まった制度でありますのでやむを得ませんが、その辺も町村会、電源立地の町村で547町村で構成しておりますが、そこでも毎年毎年、そういった要望活動はしております。が、なかなか画期的な回答はいただけておりません。それで一方で、電源立地交付金の増高をお願いしておりますが、過去の3,000万、4,000万代から最近は5,000万円台になっておりますが、いずれにしましても千万単位の話で、年間2,000万、3,000万償却していく中で、それは2年分の話じゃないですかということになるわけですが、やはりそういった取り組みは様々な構成の協議会、団体の中で粘り強く要望はしていかなければいけないというふうに思っております。

あとは、やはり町税には、実は今般、南郷トマト生産組合がご存じのように12億2,9 00万円ということで、今までにない素晴らしい成績をおさめられました。そういった中で、 それがまあ、納税の今度は、生産者が納税していただくわけでありますが、私もある方から、 生産農家の方から言っていただきましたが、町長、しっかりと納税をさせていただきますと いうことで、こちらから言ったわけではありませんが、言っていただいたことあります。や はり、町が支援しているということを十分ご理解いただいたうえで結果を出して、それを私 達は納税という形で町にちゃんと納めなければいけないという認識をしっかり持った生産者 がいらっしゃるということは、私は非常にありがたくて心強く思いました。そういった意味 からも、やっぱり産業生産基盤、環境基盤をしっかりと、皆さんのご意見をいただきながら、 ご理解をいただきながら進めていかなければならないというふうに思います。

出る話しておりますが、画期的な話は申し訳ありませんが、できませんが、一つ一つのことをしっかりと丁寧に、皆さんの声を受け止めながら、一つ一つ政策として取り組んでいくということが、長い目で言えば地域の底上げになるというふうに信じて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、引き続きの皆様方のご指導、ご鞭撻、またご協力をよろしくお願い申し上げます。

今般は誠にありがとうございました。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) ありがとうございました。

いずれにしても、出生率が上がらないことには方法ありませんので、最大重点策として出 生率を、実際の統計を基にして、この先どうなるかということを、眼目に据えて重点施策を 実施していただきたいと、それが私の願いであります。

ありがとうございました。

○議長(大塚純一郎君) これで、7番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

ここで、昼食のため、暫時、休議します。

午後の再開は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後12時59分

- ○議長(大塚純一郎君) 皆さんお揃いですので、午前に引き続き会議を開きます。
  - 一般質問を続行いたします。
  - 5番、中野大徳君の一般質問を許可します。
  - 5番、中野大徳君。

[5番 中野大徳君 登壇]

○5番(中野大徳君) 5番、中野です。

通告に基づきまして一般質問をします。

質問事項。只見駅前広場についてでございます。

只見駅前広場においては、駅前庁舎を残し、旧只見中を改装した町下庁舎に2分されたまま現在に至っております。町民に限らず、外部からの来訪者にも不便を与えております。只見線全線開通に合わせて開業されたインフォメーションセンターやテナント、民間の業者により賑わいを創出していると感じております。遺跡調査も終了したことで駅前広場がさらに活性化していくと感じております。

1としまして、新年度予算において、只見駅前複合施設の設計予算を提案されました。その中身について町長の考えをお伺いいたします。

二つ目。小学校の統合について。現在の状況、考えについてお伺いします。

○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。

以上です。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

- ○町長(渡部勇夫君) 5番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。
  - 1点目の只見駅前広場についてでございます。

新年度予算において、只見駅前複合施設の設計を提案されたが、その中身について町長の考えを問うとのお質しでございますが、昨日の酒井正吉郎議員の答弁にもございましたが、只見駅前と只見線広場、役場があるエリアの賑わいや活性化に関する施設整備に関しては、これまでも中心市街地活性化計画や道の駅計画などで検討を重ねてきた経過があります。また、只見線の全線運転再開に合わせ、駅前賑わい創出事業として只見線広場の整備を先行してまいりました。

それらの経過を踏まえ、埋蔵文化財調査が終了した場所も含めて、只見駅前、只見線広場

という重要なエリアの賑わいの創出、活性化を実現するための施設計画を進めるために、令和6年度予算で只見駅前複合施設設計の予算をお願いした次第であります。

内容は、建物に必要なコンセプトはこれまでの計画されたものと大きく違うものではございません。これに加えて、乳幼児を安心して遊ばせられる施設や若い親同士が集える場所の整備などが集落座談会や商工会との懇談会、保育所での懇談会の折にも意見があること、また、コンビニやドラッグストア機能などのニーズも多いことも踏まえ、多目的な複合施設の整備を検討したい考えを述べさせていただきました。

今回ご提案をさせていただいております予算は、その建物のコンセプトや機能、大きさや エリア内での配置などをより具体化していくための基本設計と実施設計を行うためのものと なっております。

私といたしましては、以前から観光の拠点づくりとしてこの駅前のエリアを中心に整備を 図る必要を感じておりましたが、埋蔵文化財調査が完了してようやく具体的な活用を検討で きる条件が整いましたので、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

今後の整備内容につきましては、議会の皆様方と協議をし、ご意見をいただきながら邁進 してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、小学校の統合についてであります。

まず、現在の各小学校の状況について述べさせていただきます。

児童数でありますが、只見小学校は今年度の新入生2名を含む38名、朝日小学校は新入生10名を含む47名、明和小学校は新入生5名を含む40名で入学者数の合計は17名となり、全児童数は125名となっております。

学級数でありますが、各校ともに、 $1 \cdot 2$ 年生が単学級で、 $3 \cdot 4$ 年生及び $5 \cdot 6$ 年生が複式学級となっており、児童数の減少により普通学級は5年前より5学級減となっております。

小学校3校ともに複式学級が続いている状況から、複式補正のための講師や特別支援学級等に町雇用の支援員を配置し、また、ICTを活用した授業等で、個別最適な学びの充実に努めておるところであります。

一方で、多様な他者を認め、尊重し、子ども達が協力し合い、より広く深い学びへと導く ために必要なのが協働的な学びであります。そのために必要となるのが集団教育であり、今 年度は1年生を対象として、特定の教科を3校が合同で学習を行っております。令和6年度 におきましては、全学年を対象として、小学校が連携した合同学習を進めてまいります。

小学校につきましては、多方面から今後の少子化を見据え、在り方を検討すべきとのご意 見をいただいております。また、認定こども園の設置検討におきましても、集団教育の重要 性や義務教育との連携においても小学校の在り方が問われている状況にございます。

小学校の在り方につきましては、次世代の地域を担う児童にとって本当に必要な教育環境 とは何かを念頭に、令和6年度に小学校の在り方検討懇談会を設置して、現状と将来を見据 えた今後の教育環境及び活力ある学校の在り方を検討してまいります。

- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) それでは、まず駅前広場のほうから再質問をさせていただきます。

まず、町長就任前、只見、これは只見型道の駅という名前だったと思いますが、それを所 管の課で検討なさいました。で、冊子もいただきました。

町長就任後、只見の信号機からきらら289の間に、国交省管轄の道の駅を設置したいというご提案がございました。町長代われば、考え方も変わるんだなと、その当時は思っておりました。

その後、複合駅舎、それから道の駅的交流施設。そして予算書は只見駅前複合施設。いただいた資料は只見駅商業複合施設。まあ、様々、名前が変わりまして、なかなか理解するのも、大変だったんですが、やっと具体化してきたというふうに感じております。

今期、4年間、ほとんど駅前について質問させていただきました。

具体的に新年度から動き出し、具体的になるようですので、予算化もされましたので、しっかりと町民の要望する道の駅が実現するよう願っております。

それで、最初、町長は提案されました国交省管轄の道の駅ということでございました。その間、今度、様々変わりまして、道の駅的とか、ていう言葉も使われておりましたが、今度、まあ、設計なさる施設、これは私はあの、財政的にも有利だと思うんですけども、国交省管轄の道の駅の認定をお受けになる考えはございませんでしょうか。今、コンビニあたりには道の駅ツアーとか、そういった雑誌が置いてあります。こういった、まあ、要するに、着地型の観光が今ブーム、これからは主流になってくると思いますので、そういったところにも堂々と、只見道の駅という名前が雑誌とか、各方面に宣伝されれば、さらに旅行客にとっては大変良いのかなと、町にとっても良いのかなと、そういうふうに思いますが、何かその指定を受けるにあたって課題とか、はたまた自費でやって好きなもの、道の駅の指定を受けて

も入れられるとは思うんですが、町長の考えられているようなものは、考えをお伺いいたします。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

今まであの、様々な名称の変遷といいますか、あったもんで、非常にわかりにくくなっていると思いますので、一つ申し上げますが、まずはあの、中心市街地活性化事業につきましては、商工会が中心となって関係者の方でまとめていただきまして、その中の一つには、道の駅と駅舎を一緒にした、複合化した施設はどうかといいますか、そういった施設が望ましいという報告を当時、平成26年当時、町に報告受けてますので、やはり、いただいた報告は、やはりちゃんと検証しなければいけない、尊重しなければいけないという態度で、私はその、可能かどうか、JR東日本のほうと、昨日も11番議員のご質問にお答えする中で申し上げましたが、その可能性を探ってまいりました。と当時に、道の駅の構想と計画がありましたので、それも二つ、どちらもそれぞれの段階を踏んだ報告書並びに計画書ですから、そこは尊重していかなければいけないという態度で進めてきました。その結果、駅舎と道の駅の複合化は昨日申し上げたように、十分な面積が確保できないなどの理由で非常にそれは難しくなってきましたということを昨日、11番議員にお答えする中で申し上げたつもりでございます。

併せまして、その道の駅に、当時の話につきましては、やはりあの、まだ、地域住民の方の、地域住民の方々のご理解がまだ、一定のご理解に至っていないなという判断と、併せまして、あの報告書には、その運営を第三セクターに任せると、お願いすると書かれていましたが、第三セクターそのものが、非常に厳しい状況にありましたので、第三セクターそのものの体制強化を図っていくのが先ではないかというふうに思っておりました。

加えまして、昨年実施させていただいた埋蔵文化財の調査も着手していませんでしたので、 昨年、埋蔵文化財の調査をさせていただいて、埋め戻しもさせていただいたということでご ざいます。

加えて、旧丸屋旅館さんの土地も、当時の計画書に載っておりましたが、まだ取得に至ってなかったわけでありますので、その後、更地にしていただいたうえで、町が取得させていただきましたので、その用地の確保もできたというところが現在のところでございますので、今般はそういった考え方で名称が変わったので非常にわかりにくいというお話は全くその通

りだと思いますが、改めまして、先ほど申し上げた事業名で今般、設計の予算を提案させて いただいておりますので、是非ご審議のうえ、お認めいただきたいなという思いでございま す。

それから、只見からきらら289の話、過去に申し上げました。それにつきましては、この後、齋藤議員からも一般質問の通告受けておりますが、やはり私はあの、医療・介護・福祉、施設だけではなくて、そういった必要とされる方々含めた、かねてより生活の駅ということを申し上げたこともありますけども、やはり、今具体的に、それが何平米で、どんな仕様だというところまでは勿論、固まっておりませんが、そういったものの必要性をかねてより感じておりますので、そういった意味で申し上げたつもりでございます。

そしてあと、道の駅の指定は受けないのかということでございますが、今般は、まずは一挙に道の駅ではなくて、そういった、先ほど申し上げました機能といいますか、必要とするものを、より具体的に、議会の皆様は勿論でございますが、先ほど申し上げました商工会の関係者や、特に子育て世代の方々のご意見を広くお聞きして、それを最終的にはまとめさせていただきたいと思います。昨日もそれをある程度まとまったら、またそういった会合をもって意見をいただくという、何回も何回も繰り返したんだというお話、昨日もありました。やはりそういった態度で、最終的にはその総意をまとめさせていただく、というための設計の予算でもございますので、そのように考えております。

あとは、将来的に、その時期がまいりまして、やはり国交省指定の道の駅というほうが良かろうということになれば、それはその時点での判断になろうかと思いますので、当初からそれを目指すものではなくて、まずは実質的にそういった施設整備を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、是非、その事業についてのご理解と、具体的な運びになりましたら、ご意見を賜ることができればありがたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) 答弁書にも、商工会との懇談会や保育所懇談会、またコンビニやドラッグストア機能のニーズも多いということも踏まえて、と答弁なさっております。やはり、昨日、今日の一般質問聞くと、聞いてますと、やはり、商店が閉鎖したり、食べるところがなかったりということで、私もコンビニやドラッグストアの機能などは、もう、今、この二つがあれば大体、近いところで用が足りるのかなと考えております。是非、私もですね、こ

ういったものの機能を備えていただきたいなと思っております。

今、シーズンで、たまに訪問させていただきますと、やはり、こういった声が日増しに大 きくなっておるのかなと。例えばまあ、子どものオムツ、薬。それからちょっとした食料な んかはドラッグストアで済むような時代になってきました。また、先般あの、たまたま仕事 で山形県の真室川町というところに行ったんです。すごいド田舎なんです。そこはあの、山 道抜けると酒田に抜けられるらしいんですが、おっとまりのような集落でした。東北中央道 の終点の、なんでしたっけ、あれは、新庄ですか、そこで下りて山奥に向かうわけですけど も、下りたところに夜中でしたけども、コンビニが1軒あって、この先もあるだろうと、荷 物下ろすところまではもうちょっと距離があるんで走ろうと思って行ったんですが、結局な くて、また、ずっとそこまで戻ってきて、仮眠した覚えがありますが、そこは大手のコンビ ニでした。駅前にあるんですが。駐車場は5・6台しか停められません。ですから、僕のト ラックはダメなんです。僕停めると、ほかの車が入らないような、そんなコンビニでしたけ ども、でもやっぱり大手でした。ところが、そのすぐ近くにやっぱりドラッグストアがあっ たんですよ。そこ、そろそろ閉店の時間で、そこに一言お願いしまして、仮眠させてもらっ たような状況なんですが、これ、なんか、只見町に、ふと、こう、重なるような思いをしま した。ほかの商店はやはり、夜だったから開いているか、開いていないか、わかりませんで したけども、そこだけが、ドラッグストアの前だけが一様に明るくて、そんな思いをしたこ とがありますので、やはり、コンビニとドラッグストアは必須だなと、改めて自分なりに感 じた次第であります。これはこれから皆さんと、それから関係者と協議して、中身は決めら れることでありましょうけども、やはりこういった声は町民にも多数ありますので、この場 を借りてお願いしておきたいなと思います。

これについて、じゃあ、一言お願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

ただ今、中野議員から、実際、真室川、酒田ですか。それからあの、新庄、山形方面にお 仕事で行かれた時の実体験を踏まえた、そのコンビニまたドラッグストアのその地域におけ る必要性といいますか、そういった話をしていただきました。

本当にあの、今はそういった、どこに行ってもあるものだということで、特に町外の方なんかいらっしゃいますので、現在もまあ、一定程度のそういった商店はあるわけではござい

ますけど、やはり地域の商店で頑張って、関係者の方々、頑張っていらっしゃいますので、まずそういった方々との意思疎通といいますか、相互理解を深めながら、また商工会も一緒になって、ご理解をいただきながら進めていくという、まず関係性を大切にさせていただいたうえで、今、議員おっしゃるような、そういった施設整備を図っていくように努めていきたいというふうに思っておりますので、引き続きのご理解と様々なご提案をまた賜ることができればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) よろしくお願いします。

ちょっと言い忘れましたが、今、病院の中の売店でも、それから高速道路のパーキングエリアの、もう民営化になりまして、大手のコンビニが入っているような状況もございます。中にはあの、深夜のトラックドライバー相手に、コンビニの中にシャワールームのあるところもございます。そういった時代になってきましたので、よろしく検討していただきたいなと思います。

今度、中身についてですけども、着地型の観光商品の提供をなさるということでございます。これは今の旅行形態を考えますと、これ以外にはないなと、私もこれには大賛成でございます。ただ、これは、その着地型観光、エコパーク認定の只見町にはもってこいの商品になるなと思っておりますが、ただ、これを、この企画する人材、それから、例えばガイドさん、それから様々な問題がクリアしていかなければならないと思っております。例えば昨日の質問にもありましたけども、看板、これも何ヵ国語もの、最低、看板は必要であるなと思います。それから、案内をするのも数ヵ国語のものを用意しなければならないなと、そういうふうに思っております。

で、この着地型観光の、今、大人気を集めておりますが、これのですね、絶対的な必要性 を、必要性、これを、課長、この必要性を、三つ四つあると思うんですが、お願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 交流推進課長、目黒康弘君。
- ○交流推進課長(目黒康弘君) 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。 着地型観光の必要性でございますが、やはり、只見町はエコパークということで、様々な 自然体験、そういったものを売りにさせていただいております。今般も、先日、ジャパンエ コトラックに登録をさせていただきました。そういった中で、サイクリング、トレッキング。 それから山登りなど、ああいった商品がございますが、そういったものをしっかりとやはり

売っていかなければ、地域経済の発展に繋がらないものと思っております。広く大きく申し上げますと、地域の経済を発展させる、いかにお客さんを呼んで、その方々に只見町で消費をしていただいて、様々な産業に活性化をして齎していくかということが着地型観光の一番の大きな目標であろうかと思っております。その考えに基づいた中の一つとして、誘客を進めるための手段であろうかなと思っておりますので、その考えに基づいて進めさせていただきたいと考えております。

- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) ありがとうございます。

これ、金山から見ても、金山町なんかは、やはり外国人がもう既に大変多い状況であります。こういった外国人ていう方は、外国人旅行者の、これ、やっぱりニーズなんですね。外国人旅行者の多くはやっぱり、各地域の特色を楽しみたいと。今は只見線ブームでありますから、只見線、台湾のほうから大勢いらしております。で、この外国人にとって、大変この旅行、着地型の旅行形式は必須であると考えておりますので、よろしくお願いしたいと思いますが、一方、やはり、企画、課題もあります。それは企画運営面では、やはり、まず地域のビジョンや資源、こういったものを実際に販売ルートとしてしっかり企画しなければならない。そういった人材が必要であると。

それから地域内の協力。例えば近くで申し上げれば、レンタサイクルを借りて、番所ぐらいまでは自転車でいらっしゃいますが、それ以上遠くなると、やはり二次交通もしっかりと考えていかないと、こういった方へのニーズを満たしてあげることができないのかなと考えております。

それから、そういったところに行って、相手が外国人だとしても、看板だけでなく説明員なんかも必要ではないのかなと、そういうふうに考えております。

それから、こういった課題をクリアしながら、今回、こういった予算提案になっておりますので、やはりそういった整備、特に二次交通、川口にはレンタカー屋さんもできたみたいです。そういったところも併せて整備していかないと、来てはみたが、なかなか思うようなところに行けなかったというようなことがないように、是非整備していただきたいと思います。いかがでしょうか。

- ○議長(大塚純一郎君) 交流推進課長、目黒康弘君。
- ○交流推進課長(目黒康弘君) 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご意見でいただきましたとおり、やはり外国人観光客の方が金山町まで増えているようで ございます。

そういった中で、先般の只見の雪まつりにも外国人観光客の方がいらっしゃったことがございました。ちょっとお話を伺ってみたんですけど、札幌の雪まつりを検索をされて、その時に只見の雪まつりが出て、両方掛け持ちで、札幌を見て只見にいらっしゃったという方も中にいらっしゃったそうでございます。そういったことで、どこで、今、情報を見つけて、只見に訪れていただけるかというきっかけづくりが、まずは一つ大事なのかなというところもございますし、そういった中でいらしていただいた方に、今まだ、直接ご案内したりとか、ガイドを付けたりとかという部分はなかなか進んでない状況であります。そういった部分も踏まえまして、必要な整備や対応については、これからまた検討させていただきながら、必要なものについてはご提案をさせていただいて、予算が必要である場合には、またお願いをするような形でご協議をさせていただきたいと思っております。そういったこともしっかり進めながら、やはり只見町の観光の部分は進めていかなければならないと思っておりますので、今後ともご指導のほうをよろしくお願いいたします。

- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) 予算確保して、それからしっかり、そういった、まあ、手落ちとは言いませんけども、そういった不便をかけないような、只見をPRしていただきたいなと思います。

観光客が、やはり何と言っても、例えば京都・奈良のような観光客にはなりませんけども、やはり、そういったところより、こういったところに行きたい、行ったことのないところに行ってみたい。それを知るのは今、やはり外国人の方はSNSとか、そういったもので皆さん、個人的に情報を得ていらっしゃいますので、そういった方を大事にしたいなというふうに僕は考えております。まあ、町も同じだと思いますけども、まあ、先ほど二次交通って言いましたけども、今あの、東京あたりから中国人あたりがやはり、団体、5・6人で鎌倉とか、あっちのほうに、ニュースにもなってましたけども、やはりそれで白タクが横行していると。やはり外国人を相手に、少しでも安い料金で、営業外の人がタクシーをやって案内しているようなニュースも聞いております。やはり、それだけ来ると、足ですね、二次交通がやはり、そういうふうなところまで、そういう業者まで出てくるのかなというふうに思いますが、しっかりしたそのタクシー会社もあるわけですし、そういったレンタカーなんかも整

備なければならないというようなことも頭に置きながら、二次交通、やはりこれ、議会報告会の時にも、皆さん、町民のほうから、そういったことはこれから整備していかなければならないんじゃないですかという声も聞いておりますので、そういったところ、しっかりと整備していただきたいなと考えております。

いかがでしょう。

- ○議長(大塚純一郎君) 交流推進課長、目黒康弘君。
- ○交流推進課長(目黒康弘君) 中野議員のほうからのご質問にお答えをさせていただきます。 本当にあの、ほかでそういった事例があるということでご紹介いただいたことは本当にあ りがたく思っております。

白タクが横行するというほど、只見町にも人が来ていただけるような形の観光客への呼び 込みというのは重要だと思っております。そういったことが、そういった形でなるような、 人がいっぱい来るようなところはまず目指していきたいと思っております。

二次交通課題については、特に只見線が一日3本しかない。それから、間隔が長いということで、レンタカー、レンタサイクル、それから週末には、2年目となりますが、観光施設を周る周遊バスなども6年度も運行をお願いをしたいと思っております。そういった部分、また利用状況も確認しながら、また新たな要望に応じた必要な二次交通があれば提案をしていくような形で、若干PR不足なところもあろうかなということで考えられるところもありますので、まずは今あるものを、既存のものをしっかりPRをしていって、さらに充実をさせるようなことで引き続き進めさせていただきたいと思っております。またあの、十分でないところもございますので、その都度、いろいろなご指導とかいただきながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) この質問は最後にしますけども、これ、予定通り実現しますと、20 26年秋、八十里が開通します。只見線では開通4周年の年になろうかと思います。併せて、 八十里峠の説明にあったように、国指定歴史の道が認定される予定でございます。さらに、 只見駅前複合施設のオープンということになろうかなと、只見町にとって活性化の起爆剤の 年というような年を想定していますが、町長、いかがでしょうか。
- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長 (渡部勇夫君) お答えいたします。

先ほどあの、縷々、心して整備、体制を整えていかなければならないことを教えて、改めてお話いただきまして、担当課長申したとおりでございます。

そのうえで、おかげさまをもって全線運転再開したJR只見線の再開。併せまして、今おっしゃっていただいた国道289号八十里道路の全通。このことをやっぱり只見町にとっては好機と捉えて、様々な整備、体制の構築はしていかなければならないというふうにかねてよりお話させていただいているとおり考えておりますので、その目標に向かって努力してまいりたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

現在の状況は大変良く説明いただいております。

小学校については、多方面から今後の少子化を見据え、在り方を検討すべきという回答でございます。やはりあの、私、ちょっと、挨拶に伺う時期でありまして、そこでやっぱり言われます。わざわざ追いかけて来て言われたこともあります。聞いてみたら、やっぱ、一人らしいんです。学年で。今まで二人だったのが、一人、それ、保育所ですね。すみません。保育所で一人だと。で、おばあちゃんが、なんとか、小学校、もう、現状を見ると、もう統合でいいんじゃないかというような声も聞きます。まあ、今こういったICTを利用して一緒の学習とかはできますけども、やはり、感じるには、それは説明なさるようにメリット・デメリットはあろうかとは思いますけども、やはり統合することによって、私はメリットのほうが大きいんじゃないかなと思います。その詳しいことは、ここでは今申し上げませんけども、ただ、6年度に立ち上げるということは、まだ何もなさってないということでよろしいんでしょうか。

それから、この在り方検討懇談会に対して、予算措置はなさったんでしょうか。お伺いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長、吉津なおみ君。
- ○教育次長(吉津なおみ君) 中野議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、小学校の在り方については具体的な検討には入ってございません。令和6年度のほうに予算化をさせていただいております。予算の内容といたしましては、5回分の委員の報酬等を予定してございます。

○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。

○5番(中野大徳君) 予算化、ありがとうございますというか、良かったと思ってます。

令和6年度から検討なさるということでありますが、実は、実はじゃなくて、令和6年の4月の開校をしたところがあります。統合して。猪苗代町なんですよ。猪苗代は、なんで猪苗代の例かというと、ちょうど猪苗代も三つ、小学校がありまして、只見と似ているなというところで、統合、今年の秋から統合小学校、まだ名前は正式にはわかりませんけども、統合小学校ということで開校をなさるそうです。

で、思ったんですけども、これ、在り方検討会、というよりは、もう、これ、例えばこれから、その委員の方がアンケートをとったりということで、やられるのかなと思いますけども、これ、いずれ大勢の人は、もう統合すべしというふうに考えておられると思うんです。 子どもも、親も。周りの方も。であれば、もう、はっきり言えば、統合に向けた準備会、それぐらいの名称を付けても、活動をなさってもよろしいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育長、渡部公三君。
- ○教育長(渡部公三君) 小学校統合に関してご意見いただいております。

まずあの、小学校の在り方検討懇談会でございますが、これはあの、町長の諮問機関として意見を聞くところということで、やはりこれまでも二度、過去には開催をしておりまして、これは保護者の方とか、それから地域の方、それから学校関係者の方が集まっていただいて、現状を把握していただく。現状と、それからこれからのことをみんなで共有して、在り方を検討し、そしてあの、地域の方々にもアンケート調査などをしながら、これからの小学校がどうあるべきかという提言を受けて、それをまあ、町長に答申をするという運びになってございます。

でまあ、手順でありますけども、それを受けまして町長が判断をされまして、その後、今、 中野議員おっしゃったとおり準備会という立ち上げになってくるなというふうに考えてござ いますので、それに向けて、それに向けてというとあれですが、6年度早々に、小学校の在 り方検討会を開催しまして、方向性を見出していきたいなというふうに考えてございます。

なお、現在、子ども・子育で新事業計画第3期の計画を策定するにあたりまして、各方面からのアンケート調査を実施をしております。そのアンケート調査の中にも小学校の統合の在り方も既に登用してアンケートをまとめておりますので、そういったものも参考にしながら、広く意見をいただき、また丁寧に対応していきたいなというふうに考えてございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) よろしくお願いします。

昨日、ちょっとあの、インターネットで見たんですけども、国の指導といいますか、例えば統合に関する指針ではないですけども、そういったものにはほとんど、この只見町はクリアするという条件で僕は見てたんですが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。教育長。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育長、渡部公三君。
- ○教育長(渡部公三君) まずあの、統合の基準というのは、特にはその、ございません。ただ、学校の適正な規模、それから適正な配置に関しては法律上で規定がございます。それによりますと、小学校の学級数については12学級以上、18学級以下を標準とするという法律での規定がございます。ただし、その地域の実態、その他により特別の事情がある時はこの限りではないということでありますので、只見町については、現在、各校ともに4学級になってます。ですので、12学級に及んでおりません。ですので、標準的な規模かということになると、それ以下というふうになりますので、それはあの、特別は事情ある場合はそれでもいいんですが、やはり国で定めている、そういった基準にも照らして、今の小学校の在り方が適正かどうかというのは検討していきたいなというふうに思ってます。
- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) 同じ認識でございます。

ついでにといいますか、通学距離。この国の基準は大丈夫だと僕も認識しましたが、いか がでしょうか。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育長、渡部公三君。
- ○教育長(渡部公三君) 通学距離につきましても規定がございまして、小学校においては概ね、4キロメートル以内ということが基準の一つとしてはなってございます。ただし、その条件に適合しない場合であっても、国が認める場合においてはこの限りではないということでありますので、現状でも4キロを超えてる場合もあります。そういったところはスクールバスなり、通学を、適正な通学ができるような配慮をしておりますので、こういった規定があっても、それはクリアしているものだというふうに考えてございます。
- ○議長(大塚純一郎君) 5番、中野大徳君。
- ○5番(中野大徳君) ありがとうございます。

ということは、まあ、大きな、統合に向けてのですよ、大きな弊害はないものと思ってお

ります。それに加え、やはり町民、それからPTA、子どものことを考えますと、やはりそういった声が多数ございますので、是非、6年度、そういった会を、スムーズに進めていただきたいなというふうにお願いして質問を終わります。

以上です。

- ○議長(大塚純一郎君) 答弁のほうはいいですか。 答弁で終わる形になってますが。
- ○5番(中野大徳君) じゃあ、答弁お願いします。
- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) それでは私からお答えさせていただきます。

今ほどあの、教育長から説明あったとおりだと思いますし、中野議員の考え方、お気持ち も十分受け止めさせていただきます。

が、私といたしましては、先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、まずあの、繰り返しになりますが、次世代の地域を担う児童にとって本当に必要な教育環境とは何かを念頭に、今年度、教育委員会中心となって、その在り方検討懇談会をこれから開催しますので、そういった方々のご意見、地域の声も当然反映されると思いますので、そういった声を尊重したうえで、次の方向性というふうになりますので、ありきではございませんので、そのこと一言、私のほうから述べさせていただいて私からの話とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長(大塚純一郎君) これで、5番、中野大徳君の一般質問は終了しました。 続いて、3番、齋藤邦夫君の一般質問を許可します。

3番、齋藤邦夫君。

〔3番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3番(齋藤邦夫君) 3番、齋藤邦夫です。

通告に基づき一般質問を行います。

質問事項。1、渡部町政3ヶ年を振り返り重点施策の進捗状況について。

質問の要旨でございますが、本町の人口減少は、住民の生活基盤である集落機能の弱体化をはじめ、担い手不足や産業の停滞、縮小の懸念があり、特に高齢者や様々な理由により支援を必要とする方など、日常生活において不安感を払拭できない状況が見受けられる。

渡部町長は厳しい環境と時代背景の中で行動するまちづくりを信条とされ、五つの政策目

標を掲げております。渡部町長は第一期目の最終年次に突入し、政策目標のうち、誰もが安心して住めるまちづくり並びに人口減少対策の一環として、関係人口を増やすまちづくりに取り組まれており、次について町長の所見を問うものでございます。

大きい(1)といたしまして、誰もが安心して住めるまちづくりについて。

(医療) 1、安心して住める環境条件の大きな要素として医療環境があると考える。町が 策定している只見町朝日診療所基本計画のうち医療人材の確保等、診療所の課題について、 中間年次にあたり進捗状況と今後の見通しを問う。

2としまして、新潟県三条時に立地される新潟県央基幹病院の開業計画が示された。国道 289号開通が間近となり、広域的な医療体制や今後の朝日診療所の運営計画等について、 基幹病院との連携を図り、入院可能な療養型医療施設等の整備を検討できないか。また、さ らに進行する高齢社会に対処して福祉の里全体の再整備計画が必要ではないか、町長の考え を問うものでございます。

(福祉)人口減少と高齢社会の進行により、集落のコミュニティ機能が脆弱となり在宅介護は一段と厳しさが増している。現在、只見町高齢者福祉計画並びに第9期介護保険事業計画を策定中ですが、次について町の考えを問う。

1、国民年金で入居できる安価な高齢者集合住宅の整備。高齢者の一人暮らし世帯の増加 と居住サービス利用者の推移から安価で利用しやすい集合住宅の整備が必要ではないか。

2として、地域包括ケアシステムの構築について。小集落や限界集落など脆弱な集落の取り組みの支援についてお尋ねをしたいと思います。

続いて、(2)関係人口を増やすまちづくりについて。

本町の現在人口構成は、幼少年齢や生産年齢人口の減少から人口の自然増加は見込めず、 当面人口の転出入による社会増加かに期待する以外ない厳しい状態である。一方、国道28 9号の開通に伴う観光交流人口の増加によって町勢の進展と経済活性化が期待でき、その受 け皿となる環境整備が急がれる。ついては、現在進められている対策と今後の方針について 問う。

1として、国道289号開通に向けて、観光交流人口・関係人口を増やす対策として取り 組まれている主な事業は何か。

2として、人の流入で必要不可欠なものは宿泊・飲食施設である。現在、町内の旅館・民 宿等の数・延べ部屋数・宿泊可能な人数、食堂等の数はいくらか。只見町を単に通過地点と しない対策が急務である。当面する町の考えと開通後の展望を問う。

3として、交流促進センター (湯ら里) の利用実績と今後の施設利用にあたり再整備をどのように対応する考えかお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長(渡部勇夫君) 3番、齋藤邦夫議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、誰もが安心して住めるまちづくりについてであります。

まず、医療の1点目についてですが、令和3年2月に策定した只見町国民健康保険朝日診療所基本計画の医療人材確保の目標は常勤医師4名でありますが、現在、常勤医師は2名での運営となっております。また、夜勤のできる看護師、看護補助含む、15名の目標に対し現在12名となっており、目標に達していない状況でございます。今後も目標の達成に向け、福島県や福島県立医科大学への医師派遣の要望、福島県看護協会への看護師確保の依頼を継続してまいります。さらには、働き方改革に伴う社会情勢の変化、急速な医療人材の不足・偏在化の中で、持続可能な医療の提供と、医療スタッフが身体的にも精神的にも過重にならない労働環境を目指した取り組みに努めてまいります。

2点目についてですが、新潟県央基幹病院が3月1日に開院となりました。朝日診療所との連携はもとより、三条市、只見町、南会津町による越後・南会津街道観光・地域づくり懇談会なども活用し、様々な観点で広域的な連携に向けた取り組みに努めたいと考えております。広域連携による入院可能な療養型医療施設の設置は制度上難しいと考えますが、医療を必要とする場合は朝日診療所の療養病床の利用、介護を必要とする場合は介護老人保健施設こぶし苑での療養が可能です。さらには、令和6年4月から、県立南会津病院に在宅復帰に向けた調整やリハビリなどに取り組むことができる地域包括ケア病床が14床開設されますので、療養の機会はある程度確保されているものと思っております。

医療人材や介護人材の不足が顕著となる中、高齢者人口はピークを過ぎ、今後は減少傾向で推移する見込みとなっています。福祉の里全体の再整備計画については、医療・介護・福祉在り方検討会を設置し、施設の在り方や医療・介護サービスの見直しについて検討してまいります。

次に、福祉の1点目についてですが、高齢者集合住宅としては、現在、高齢者福祉センタ

一居住棟に生活支援ハウスを9部屋整備しております。越冬利用が主であり、自立した生活が可能な方が入居されています。利用料も収入に応じた設定となっており、光熱水費等の実費負担はあるものの、比較的安価でご利用いただいております。

このほか、高齢者の集合住宅としてはグループホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅などが考えられますが、認知症の有無や介護度など条件によって利用できない場合もあります。さらに、独居の方の場合は施設入居後の持ち家の管理なども課題となります。高齢者の集合住宅についても、医療・介護・福祉在り方検討会で只見町に必要な施設等の整備について検討してまいります。

2点目についてですが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできるだけ長く続けるために地域包括ケアシステムの構築は最も重要です。現在、地域包括ケアセンターによる集落サロン支援や介護予防事業、地域住民の方による訪問型サービスB事業でのごみ出しや買い物支援なども実施しております。健康寿命を延ばし、高齢者であっても地域社会の基盤を支える人材として活躍していただくため、食生活や生活習慣の改善、運動習慣や社会参加の機会を増やし、平均寿命と健康寿命の年齢差を少なくするための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、関係人口を増やすまちづくりについてでございます。

1点目の国道289号開通に向けて、観光交流人口・関係人口を増やす対策として取り組まれている主な事業は何かとのご質問であります。

国道289号八十里越については、開通が令和8年から9年に実現するとの見込みが発表 されました。計画から50年以上の時を経てようやく念願が叶うこととなり、この歴史的開 通は只見町にとって、交流人口や関係人口を増やす、またとない好機と捉えております。

まずは、三条市・南会津町と3市町共同により、八十里越街道観光セミナーや観光・地域づくり円卓会議など、観光を基軸とした地域づくりを研究し、地域連携の商品開発なども行ってきました。今後は開通に合わせた連携イベントなどの計画も併せて検討しております。

また、先日の全員協議会でご説明させていただきました、歴史の道八十里越総合計画に基づき、歴史の道として適切に保存と活用を図ることで三条市、魚沼市などとの連携や、観光 交流人口、関係人口の拡大も図りたいと考えております。

さらには、拠点となる施設整備として駅前の複合施設整備もその一つであると考えております。まさに、施設予定場所は国道289号と国道252号の結節点でもあり、只見駅前、

只見線広場、役場駅前庁舎の重要なエリアであることから、非常に大きな役割を果たすものとして期待をしているところであります。その他にも、全線運転再開を果たしたJR只見線、選奨土木遺産となりました只見川のダム群、自然首都・只見、只見ユネスコエコパークを代表とする自然資源等を活用しジャパンエコトラックルートマップへの登録となったトレッキングやサイクリング、パドルスポーツなどのモデルルートもPR強化を図ってまいりたいと考えております。また、これらを活用して滞在型観光を進めるための組織づくりも検討をしており、様々な視点から観光交流人口・関係人口の拡大に取り組んでいるところであります。

加えて、令和6年度は只見町と柏市とのふるさと交流都市提携30周年の年でもあり、改めて只見町を柏市の皆様方にPRしたいと考えておりますし、栃木県那須町との新たな交流も検討しております。昨年の5月には私と教育長で那須町へ訪問し、秋には那須町の町長が只見町へお越しいただきました。新年度には、今後の交流に向けて具体的に進めていくこととしております。

次に、現在の町内の旅館・民宿等の数・延べ部屋数・宿泊可能な人数、食堂の数はいくらか、只見町を単に通過点としない対策が急務である、当面する町の考えと開通後の展開を問うについてであります。

お質しにございます。現在の町内の旅館・民宿等の数はキャンプ場施設も含めますと24、延べ部屋数は147となり、宿泊可能な人数は最大で631名となります。また、軽食を含めて食事の提供を行っている食堂数は19となっております。新緑や紅葉時期など日によっては宿泊先の確保が難しいとのお話もあることや、昨年8月に商工会と連携し行った、事業に関するアンケートの回答結果によりますと、この先10年で廃業を検討していると答えた事業者は全体の21パーセントとなっており、この中には旅館・民宿、食堂なども含まれており今後不足することが予想されることから、商工会と連携し課題に対応できる支援策を検討したいと考えております。他にも、空き家を改修してゲストハウスとしている方もおりますので、このような施設のPRも行うことで滞在客の増加を図り、観光・交流人口や関係人口の増加に繋げたいと考えております。

また、国道289号開通後に単なる通過点とならないためには、地域内での滞在時間をいかに伸ばしていくかがポイントの一つであると思っております。その滞在時間を増加させる新たな取り組みの一つがジャパンエコトラック推進協議会に登録し、このほど完成しましたルートマップでのPRとなっております。また、既存の体験型の商品造成の支援と情報発信

を行うことも必要であると感じております。つる細工体験や農業体験、かんじき体験などの体験型商品の人気は、国内はもちろん、外国人旅行客からも高くなっておりますので、継続して新規開発とPRに努めていきたいと考えております。

次に、交流促進センター季の郷湯ら里の利用実績と今後の施設利用にあたり再整備をどのように対応する考えかについてであります。

まず、湯ら里の利用実績であります。過去5年間の宿泊者数の推移は、令和4年度1万2,877人、前年の令和3年度が6,912人、令和2年度が6,402人、令和元年度が9,441人、そして平成30年度は9,478人でありました。コロナウイルス感染症が昨年5月から季節性インフルエンザと同様の分類となり、利用者については回復傾向にございますが、団体旅行から個人旅行へ形態が変化しております。昨年の客室稼働率が約7割に対し、定員稼働率は4割となっているデータどおり、今後も1部屋あたりの売上が少なく、厳しい状況が続くものと見込まれております。

湯ら里は都市との交流拠点として整備されてから間もなく30年が経過いたしますが、現在でも町のシンボルとして多くのお客様をお迎えし、各種講演会や町の公式行事など様々な 交流をする拠点として活用されております。

これまでも、平成31年度の議会特別委員会調査報告書におきまして施設整備についての ご意見をいただき、リニューアル内容を検討するためにJTBアセットマネジメントに依頼 し計画策定に取り組みました。令和3年7月の全員協議会にて完成した整備計画の概要版の ご説明をさせていただき、これに基づいた施設の改修計画を検討しておりましたが、その根 幹となる組織としての経営改善に注力し現在に至っております。

このような経過であり再整備の必要性は認識しておりますので、優先順位を決めながら対応したいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

- ○議長(大塚純一郎君) 3番、齋藤邦夫君。
- ○3番(齋藤邦夫君) ただ今は本当にあの、細かな、そしてまた丁寧な答弁をいただきまして誠にありがとうございます。

それではあの、最初に、朝日診療所の基本計画の中で医療人材の確保についてということで質問しておりましたけれども、答弁の内容からしますと、現行の計画のままで今後も努力されていくという考え方の答弁のようでございますけれども、申し上げるまでもなく、医療人材不足という中で、本当に厳しい状況の中での計画目標達成ということでございますが、

4人体制、あるいは看護師が15名ですか、その体制で医療サービスをするという、なんていいますか、計画を持ってのこの人材確保ということになるわけでございますけれども、それが達成されないということになりますと、現在のような状況になっているわけでございます。そういったことを内部的にもしっかり検討していただきまして、やっぱり実現可能なちゃんとした計画を持つのがいいのか、それともやっぱり、広域的な、いわゆる新潟県の県央病院、基幹病院等の連携の下に、朝日診療所の位置づけというものを検討しながら、この目的達成をするのがいいのか。その辺の見解を、町長の見解をお聞きしたいと、このように思っております。お願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

まず、医師の確保につきまして、議員、十分おわかりのとおり、医師の偏在化ということが大きな課題となっておりまして、統計上、人口10万人あたりの医師の数ということがよく比較で出されます。が、全国平均では240人余り、10万人あたり240人過ぎていると思いますが、それが、奥会津地方になると、それが70人弱くらいになってしまいます。80人くらいですかね。なります。それを今の只見町の人口で割り返してみると、只見町の人口3千6百・7百、その辺を基準にして考えると、8人から9人いて平均の数値です。ですから本来の只見町規模の人口であれば、医師が8人から9人いて平均的です。が、残念ながらご存じのように二人ということでございまして、極めて医師の確保が困難になっている地域だということが統計上も露わになってます。

そういった中で、本当に診療所の先生方には格別、お骨折りをかけておりまして、そのご 労苦とご努力には本当に感謝しておりますし、保健福祉課長、診療所事務長も交えまして定 期的な会合をさせていただいております。そういった中で本当に、重ねてですが、本当に献 身的な診療行為にあたっていただいております。

そして、加えて、今般、国のほうで働き方改革ということで、医師についても超過勤務時間の上限が設定されまして、それを達成できないと、様々なペナルティといいますか、様々な不都合な事態になってまいります。そういった中でどういうような取り組みをしていくのかということをこれから考えていかなければなりませんので、それは先ほど申し上げました、4月から新たに発足する、医療と介護と福祉、もう切り離して考えることができませんので、やはり一体的な、只見町としての在り方、方向性を検討したいというふうに考えております。

また、大きく環境が変わるのは、国道289号八十里によって、新潟県央病院、何年か前 に議員の皆さんで、建設途中の病院、病室を見学・視察されましたけど、3月1日に開業し ましたが、まだ一般的な運営は、私が知る限り10月ぐらいになるのかなというふうに、今 は他の病院から入院患者さんを移送した状態だというふうに承知してますし、徐々に外来は 始まると思いますけども、始まってはいますけども、やはり、2.5次医療機関と言われて ますので、1次医療機関の、例えば診断書といいますか、先生のご紹介があって、やはりそ こに新潟県央病院に行くというのが本来の流れでありまして、いきなり初診で行くという病 院では原則的にはありませんので、やはりその連携をしっかりとらせていただきながら、只 見町にとっては本当に、時間的に短縮されますので、その優位性を只見町の今後の医療にお 力を貸していただきたいなというふうに思っております。ので、そういった環境整備を含め まして、あとは道路の整備の関係も加えて、南会津病院の今度、14床ですか、最高60日、 2ヶ月だと思いますけども、一旦、すぐ在宅に帰るというわけにはいきませんので、南会津 病院では最高60日、そこでリハビリや様々な生活に馴染むような指導をしていただいて、 在宅復帰とか、そういった病院に変わってまいりますので、そういった周りの状況の変化を しっかりととらまえたうえで、只見町の今後の在り方を、在り方検討会の中で、その方向性 を見出していきたいというふうに考えております。

- ○議長(大塚純一郎君) 3番、齋藤邦夫君。
- ○3番(齋藤邦夫君) 今ほど質問にお答えいただいたわけでありますけれども、医療・福祉、そして介護。その在り方検討会を設置いたしまして、先に質問しておきました福祉の里全体の再整備計画等についても検討なさるというような返答でございました。医療環境や、高齢者が少なくなってきたために、そういった施設の改修においても、いろいろな考えようが出てくるかと思いますけれども、やはりあの、福祉の里の再整備というのは将来に向かって高齢化が進む只見町あるいはこの地域にとっては非常に重要なエリアになるというふうに考えるわけでございます。そういった意味で、積極的に、その内容の充実を図るという視点で検討いただきたいなというふうに考えるわけでございますけれども、その点について町長の見解をお聞きしたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長 (渡部勇夫君) お答えいたします。

本当、おっしゃるように、医師の確保が当初の計画に及んでおりませんし、また、深刻な

状況は依然として変わっておりません。さらに、それが深刻になることが懸念されておりますので、部分的な改善といいますか、部分的なところを云々かんぬんして、もはや、それで大きな改善が図られるとは私も思っておりません。ので、今、議員おっしゃったように、本当に、抜本的と言ったらいいんでしょうか、言葉が今、適切な言葉がちょっと思い浮かびませんが、やはり只見町の今の現下の状況をしっかりと見据えたうえでの、本当に、従来の部分的な改善でない方向性を検討のうえに、また、そのうえで議員の皆さんのご意見をいただいたうえで、その方向性を出して、只見町に引き続き住んでいただけるようなサービスとともに、施設、人員含めました体制構築に努めなければならないというふうに思っております。

- ○議長(大塚純一郎君) 3番、齋藤邦夫君。
- ○3番(齋藤邦夫君) ただ今、町長から見解をお聞きいたしましたけれども、やっぱりあの、町民が安心して住める地域づくりの根幹となるのは、やはり医療・福祉ということになろうかと思います。そして、さらに、高齢者社会が進行しておる只見町にとりましては、介護というものは欠かせない状況でございますので、そういったものをしっかり取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

続きまして、次に移りますが、関係人口を増やすまちづくりということでございますけれども、この地域に活性化、経済でも住民生活でも同じでございますけれども、そういった活力を生み出すという意味においては、やはりあの、今度の289の開通は大きなチャンスであろうと、このように考えるわけでございます。

実は私事になりますけれども、初めて議員に立って一般質問したのも、この289の開通 後の対応でございます。それから24年経ってしまいましたけれども、今やっと、その実現 が可能となってきたということでございます。

何故、このことを申し上げたかと申しますと、実はそれよりもっと前の、只見線が小出に 開通した昭和46年、開通後、2週間後に、小出開発協議会のほうに私、出向されまして、 一年足らずでありましたけれども、向こうのほうの仕事をしてまいりました。それはまあ、 只見の駅に観光センターをつくるから勉強してこいということではありましたけれども、そ の時に、その2年後に、48年には国道252号線が開通いたしました。そんなことがあっ て、向こうのほうの、そういった業者の方といろいろと話す機会、あるいは話を聞かせてい ただく機会がありまして、只見線は開通したけれども、奥会津のほうは、只見は何のその対 応も考えてないと。非常にその、本当にただ見る地域だというようなことを、私が只見から 来たということをわからずして会合の席なんかで楽々、そういう話を聞いたものですから、 289が開通するときには、どんなことがあってもそういった準備はしっかりしなきゃなら んということで、この件について3回くらい、私は一般質問しましたけれども、今回いよい よ、待ったなしの開通の時期になってきたわけでございます。

6番、8番、10番、11番と、同じような質問をいっぱいされましたので、繰り返して 申し上げませんけれども、そういったことをひとつ、町長には含んでいただきたいなという ふうに考えるわけでございます。

先ほど資料いただきました。旅館数が24、受入人数が631、部屋数が134という数字でありますが、46年当時から比較しますと、全て3分の1以下でございます。そしてまた、旅行形態が団体旅行から個人あるいは家族というふうに変わってきておりますので、非常にその、施設利用においても、なんていいますか、効率の悪い施設利用ということになっておるわけでございます。

そういった意味でも、先ほど町長、お話をされましたから、同じことを聞くのもなんではありますけれども、やっぱり、そういった意味からして、やっぱり施設のあり様というのは今の、旅行者に合う形の施設利用を考えていく必要があるんではないかなというふうに考えるわけですけれども、当然ながら、町長はいろいろな考え方を、この前の一般質問では回答されました。その辺についてひとつ町長の見解をお聞きしたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

齋藤議員の、JR只見線、小出・只見、当時、只見中線であったかと思いますが、そういった全通時のこと、また、小出のほうに一年間行かれて、観光センターのほうのお仕事に携われたご経験も含めたお話をしていただきました。ありがとうございます。

そういった過去の様々な経過を一番ご存じのお一人でいらっしゃいますので、そういった ご指導をいただきながら、また、今般、かねてよりお話させていただいているように、28 9号八十里越が全通を見越して、そういった施設整備、組織の体制整備をしっかりとやって いかなければならないというふうに思っておりますので、その辺は今般、当初予算で一部、 提案させていただいておりますので、是非ご理解を賜わったうえで、また今後につきまして も様々、ご指導・ご提言をいただきたいなというふうに思っております。

また、施設につきましては、本当にあの、私も若い頃と比べると、本当に減っていると、

あの角に民宿あったんだが、更地になっちゃったとか、本当にそういったところあります。 本当に片方で観光キャンペーンやって、来てください、来てくださいって言っておきながら、 いや、一体どこに泊まるんだと。雪まつりに来てくださいと。どこに泊まるんだということ で、実は田島のホテルから来ました、なんて言われてまして、その非常に受入れのキャパと いいますか、受入れ収容人員が少ない町だなということは痛感しておりますが、やはり、一 つは先ほども7番議員からご質問いただいたように、宿泊・飲食事業の制度を様々、改める べきは改めながら、そういった支援をしていく。商工会と話し合いしながらということ一つ と、併せまして、この第三セクターである季の郷湯ら里の施設整備をしたうえでお迎えする という、両方必要なのかなと。また、さらには、キャンプ場であるとか、今、様々な、ネッ トニュース程度の浅はかな知識ですみませんが、コンテナを使った様々なホテル形式のもの とかございます。そんなようなこと、情報、多少聞いておりますので、そういった選択肢を 広く取りながら、収容人員を増やす。また併せて、そこの建物だけでサービスが低下しては いけませんので、よそでやっているところでは朝食とベッドを提供するけども、夜の会食は ある一定のところに集まっていただいて、そこで夜ご飯は食べる。朝ごはんとベッドだけは それぞれに用意するというところで受入している施設もあるようでございますので、そうい ったこと含めて受入体制の充実に努めていきたいと思います。

そして、施設につきましては、今般はそういった改修の検討の方向性を示していただきながら、なかなか予算化の提案できなくて心苦しく思っておりますが、私はあの、その辺の経営改善も図ったうえで、そういった次の順番といいますか、そういうふうに考えておりまして、その辺の説明が一部、不十分であったかなということを反省しつつ、そのような、ほかから交流人口、関係人口が今後、来ていただけるようなまちづくり、また施設づくりに努めていきたいと思いますので、ご理解と引き続きのご指導を引き続きよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(大塚純一郎君) 3番、齋藤邦夫君。
- ○3番(齋藤邦夫君) 今、交流促進センターの話がちょっと出ましたので、ちょっと、交流 促進センターについてお聞きしたいと思っておりますが、交流促進センターの指定管理料、 公益分と収益分、どのくらいになっているか。令和5年で結構ですが、それをひとつ教えて いただきたいと、このように思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 交流推進課長、目黒康弘君。

- ○交流推進課長(目黒康弘君) 交流促進センターの5年度分の指定管理料でございます。税 込みで3,900、税別なので、4,300万円程度ということで指定管理料のほうは出さ せていただいております。
- ○3番(齋藤邦夫君) 何ですか。ちょっと…
- ○交流推進課長(目黒康弘君) 4,300万円。
- ○3番(齋藤邦夫君) 4,300万。その内訳、公益分と収益分、分けて、別々に分けます と…
- ○議長(大塚純一郎君) 交流推進課長。
- ○交流推進課長(目黒康弘君) 失礼いたしました。

今の内訳のうちになりますけども、5年度の考え方の中で若干、入り混じっておりまして、 6年度、細かくは、当初予算の中でご説明をさせていただきますが、指定管理料は公益分と 分けさせていただいておりますが、基本的には指定管理料で出させていただいている部分に ついては利用料金を除くものということで、町が管理しなければならない部分について見て おりますので、概ね、内訳の中で町が支出をしている分は公益分に係るものということにな ろうかと思われます。

- ○3番(齋藤邦夫君) 大体でいいです。大体で何千万とか、公益何千何百万、収益何千何百万 万程度の数字でいいです。
- ○交流推進課長(目黒康弘君) 交流センターで必要としている営業に係るベースの部分のと ころでございまして、施設に管理が必要な、例えば委託料ですとか、そういったものを積み 上げまして現在の委託料になっておりますので、全額、公益分ということで支出をさせてい ただいております。
- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) 議長、私から、実は、過去には、私、まだ職員でいた当時までは特別会計でした。交流施設特別会計という特別会計があって、その中であの、いわゆる決算統計、地方財政状況調査という、総務省からくる決算統計ありまして、齋藤議員おっしゃるように、公益的な収支、収益的収支ということで、決算統計でもう、一目瞭然でございました。が、その後、私、退職後でありますので、それの詳細な経過はわかりませんが、その後、特別会計が廃止されて、一般会計になったということは当時、聞いた記憶があります。それが今も一般会計のまま続いております。ので、その辺が、本来であれば、それ見れば、すぐ、パッ

とお答えできるんですが、そこら辺が今、一般会計に入ったことによって、ちょっと見えにくくなっているかなというふうに思っております。ので、今般あの、令和6年度の当初予算の積み上げ、町長査定するにあたって、その辺の公益的な収支と収益的な収支をきちんと積み上げて、きちんと説明できるようにしていかなければだめだということで、そういったことで今年度当初予算につきましては、そのような積み上げさせていただいておりますが、やはり特別会計から一般会計に変わった関係で、その辺のところが、私が言うのもなんでありますが、ちょっと見えにくくなったかなというふうには思ってございます。大変すみません。

- ○議長(大塚純一郎君) 3番、齋藤邦夫君。
- ○3番(齋藤邦夫君) これが非常に大事なことで、全部、公益分であれば、季の郷湯ら里に は赤字が出てないということになってしまうわけであります。この辺なんですが、やっぱり あの、じゃあ収益分の委託料を出す、あるいはまた、指定管理料を出すという話になります と、これまた会社に対する赤字補てんということになってくるわけですが、この辺を考えて いった場合、大変その、固定費が高い施設であります。そして人件費も、開所当時からずっ と私は資料を持ってますけれども、それを比較しましても、非常にその、中身が重い、会社 経営と考える場合には非常にその、なんていいますか、儲けが出てこない会社になっており ます。これはやっぱりそのオーナーとしての町の施設をその、季の郷湯ら里、法人に指定管 理料を払ってお願いするにあたって、その施設が管理委託するのに相応しい施設かどうかと。 相応しいというのは、管理いただく会社が重荷になっているような状況になっているんでは ないかなと。ただ単に公益という形で書類上は何らその、お咎めないと言ってはなんですけ れども、会社の努力失くして赤字なしという、書類上は公益であれば、そういうふうに捉え るわけですが、ここをやっぱりしっかりと、公益の分と収益の分を分けて、そしてやっぱり 収益の分は赤字が出るわけですけれども、これはどっちに原因があるのか。町が委託してい る、指定管理している施設に十分な収益能力があるのか・ないのか。それらを検討していけ ば、やっぱり施設整備の必要性というものが当然出てくるわけです。先ほどらい、町長の答 弁の中で、客室の稼働率は良いけれども、定員稼働率は低いと。それは結局、1部屋の、2 0くらいしか部屋がないわけですから、それでいくら働いてみても、そこからあがる収益は 決まっているわけですよ。まったく儲けのない、収益性のない施設を管理させているわけで すから。町は。町長は管理をさせていただいている社長でもあるわけですけれども、そうい った時にどこを直したらいいのかということを考えた場合には、やっぱりあの、収益性のあ

る施設に整備して、そして管理をお願いするということが順序ではないかなというふうに思いますが、その点、町長はどうお考えですか。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

先ほど、1回目の答弁の中で、過去の宿泊の人数のみ答弁させていただきましたけども、 売上金額でも、令和4年度は過去13年間で一番多い売り上げを記録しております。ですか ら、決して、金額的には成績が悪いものではありません。が、ただ、この目標設定が、いわ ゆる損益分岐点、その辺をちゃんととらまえたうえでの目標設定だったのかということがそ の次に問われますから、販売一般管理費含めました、そういった諸経費をみたうえで、ちゃ んと原価計算をしたうえで、1泊あたりいくらとか、料理の内容はこうだとか、そういった ことのうえで、でないと目標の金額を、今年も12月までですと、宿泊に関しては4月と1 2月が目標を若干下回りましたが、5月から11月については全ての月で目標を超えており ます。ので、そこだけ見れば大変良い成績のようでありますが、そんな成績良くて、なんで 収支が、という話になりますので、収支みますと、7ヶ月が目標を上回って、3ヵ月が、4 月から12月ですが、3ヵ月が目標を下回ってます。ので、その辺の状況でございます。前 常務がいらっしゃる時も、まあ、相撲の星取表ではありませんが、今年は勝ち越そうと、何 勝何敗でいこうということで、社員のやる気を鼓舞しながら、月々の目標を決めて奮闘され ていたお姿も拝見してますけど、やはり、そういった全体の損益分岐点を踏まえた金額の事、 それも昨日もお話いただきましたが、それがどこまで共有されているのかということでござ いますし、そういったことが必要であろうというふうに思ってます。

で、実はあの、その部屋のことで、これあの、ふるさと只見会、神田の、ある会合場所に行きまして、只見町出身でもいっぱいその、経営なさっている方、素晴らしい方々いらっしゃいます。そこでちょっとそんな話をさせてもらった時に、いや、町長、部屋改修しなくても、ベッドだけ買えばいいんだよなんて言う方もいらっしゃいました。特定のメーカーの名前おっしゃいましたので、それはこの場では控えますけども、そういったところと直接交渉して、ベッドだけ買えば、全体変えなくても、あとは催し物、飾りを変えるとか、そういうことでできるよなんておっしゃっていただいた方もあります。ですが、今の手続き上、どうしても備品は町が入札して買うという制度になっている関係もございますので、そのスピード感あるところがかえって阻害しているのかなというふうに思っておりますけども、そうい

ったこと含めまして、今、齋藤議員おっしゃるように、やはり分析が足りないな、不足しているなというふうに、自分がオーナーで、社長でいながら、大変恥ずかしい話ではありますが、それをもっと掘り下げてやっていけば、やっぱりおっしゃるように、その稼げる環境にないのに、ただ、掛け声だけ頑張れ頑張れって言っても、それは土台無理な話ですので、やはり、そういったことを冷静に判断して、皆さんが納得できるような形で次の目標に向かってやっていくというところの経営分析と、その情報共有のところにはまだ力の足らなさがあるなというふうに正直思っておりますので、そういったことを受け止めながら、今後の経営改善に努めていきたいなというような想いでおります。

- ○議長(大塚純一郎君) 3番、齋藤邦夫君。
- ○3番(齋藤邦夫君) 申し上げますけれども、経営改善はオーナーでやることではなくて、会社のほうでやることであって、施設整備はオーナーのほうでやる仕事であると私は思っております。そういう意味において、経営改善のほうを先行してやっているということを言ってみても、収益性のない施設を管理していったんでは、いつになっても会社そのものは、いわゆる、良くなっていかないというか、そういう点から考えてみれば、湯ら里なんかは、いわゆる資産の償却もなければ、税金かかるわけでも何でもない、会社としては。そういうことは言ってみると、もう少し利益を出せるような、そういったやっぱり環境をつくってやらないと、社員の人が可哀そうでないかなと。

まあ、以前の、立ち上げた当時、非常にお客様いっぱい来ましたけれども、今は本当に、昼食に行ったって、ほとんど昼食食べる人、時々、会社の団体の人が5・6人来て昼食食べる程度で、私なんか行った時はせいぜい一人か二人、それで食堂に入れないというような状況であります。裏を返しますと、泊まった人が食事をする、宴会、多少ありますから、それがまあ、若干の売上になっておると、そういう状況ですので、今の状況の中で利益を出すというのは、本当に至難の業ではないかなと。結局、固定費を下げるわけにいきませんから、人件費を下げて、安い給料で働いてもらうというようなことになってしまうと。そういうことを考えてみますと、やっぱり町がやるべきことと、そして、会社がやることと、やっぱりそれは区別をして、そして町はやっぱり施設整備をきちっとやっていくと。

先ほどらい、その優先順位、どうすんだという時に、今後検討する云々という話ありましたけれども、まあ、前に町長が客室を造るより、源泉がもう、待ったなしだという話をされましたが、まったくそのとおりなんです。源泉がパーになってしまえば、これはまあ、一年

なり何なり、復旧するに時間かかりますし、従業員は路頭に迷うというような状況になるわけですから、オーナーとして考えるべきことは、まず源泉を、それから施設整備を、金に限界がありますから。経営のほうは経営のほうで、これは会社のほうで努力していただければいいわけですから。まあ、それが当たり前の考え方だと私思いますが、町長の見解をお尋ねします。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長(渡部勇夫君) お答えいたします。

齋藤議員の、今改めて、その経営改善は現場でやるものと。オーナーがやるのが、そういった施設整備といいますか、簡単に言えば稼げる環境を整えることだというお話をしていただきまして、そのとおりであるなというふうには思いました。

そういった中で、やはり今までは、正直、町長が社長で、今もございますが、その経営の面の相談を受けることがしばしばあります。ので、やはりどうしても、本来、施設整備をして、あと現場で、例えば専務とか常務等がいれば、それはまさにおっしゃるとおりな構図は整うと思います。ですが、今、現場には支配人、課長がおりますので、やはり、そういった中で直接、社長であるオーナーが、その細かな経営のことに云々かんぬんをしなくちゃいけないという、まずその人的な体制に、誰が良い・悪いの話ではまったくなくて、その体制構築できてないなというところに大きな課題を感じておりますので、その体制の構築が必要だということで、そのうえで議員おっしゃるような本来の姿にあるべきだなというふうに思っております。

加えまして、その施設、稼げる施設整備、環境整備を整えていくのがオーナーである町の役割だというふうに、それは認識しておりますので、前段で申し上げましたところに、より多くの時間を割いていたというところが偽らざる実態でございますので、そういったところをいち早く脱却して、オーナーとしての本来の、そういった施設整備、環境を整えるという方向に努力していきたいというふうに思いますので、ご理解と引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。

誠にありがとうございます。

- ○3番(齋藤邦夫君) 終わります。
  どうもありがとうございました。
- ○議長(大塚純一郎君) 質問時間60分になりました。

これで、3番、齋藤邦夫君の一般質問は終了しました。

以上で、全ての一般質問を終了します。

ここで、暫時、休議します。

開始予定を3時15分といたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時15分

○議長(大塚純一郎君) それでは、休議前に引き続き、会議を開きます。



- ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決
- ○議長(大塚純一郎君) 日程第2、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) それでは、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するということで、別表に、只見町医療・介護・福祉在り方検討会委員、日額5,700円を 追加したいものであります。

これにつきましては、今後の只見町の医療・介護・福祉の在り方や方向性について検討・ 協議していくための会議を設置をしたいと考えておりまして、委員の報酬の追加をお願いす るものであります。

説明は以上です。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



- ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決
- ○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第3、議案第5号 只見町特別会計条例の一部を改正 する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長(増田栄助君) それでは、議案第5号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

只見町特別会計条例につきまして、第1条の中で第7号を削り、以下繰り上げるとございます。

第7号につきましては、只見町地域包括支援センター特別会計になってございます。

この地域包括支援センター会計でございますが、これまで地域包括支援センター、業務を

町直営で行っておりましたが、現在、業務を社会福祉協議会のほうに委託をしているという ことで、介護報酬等も受託者のほうで収入としていることから、今回、特別会計については 廃止をさせていただいて、支出の部分につきましては介護保険事業特別会計の中で整理をさ せていただくものでございます。

施行日につきましては、6年の4月1日から施行させていただいて、経過措置としまして、 5年度の出納については、出納整理期間5月31日まで行うことができるということで整理 をさせていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第5号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第4、議案第6号 只見町高齢者福祉計画及び第9期 介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) それでは、議案第6号 只見町高齢者福祉計画及び第9期介 護保険事業計画の策定についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、当計画を別紙の計画書のとおり策定することにつきまして、只見 町議会基本条例第17条第2号の規定により、議会の皆様の議決をいただきたいというもの でございます。

計画の内容につきましては、先日の全員協議会におきましてご説明をさせていただきましたので、今回、概要のみの説明とさせていただきたいと思います。

当計画につきましては、老人福祉法並びに介護保険法に基づきまして、高齢者福祉計画と 介護保険事業計画を一体的に策定し、本町における高齢者に関する各種施策の総合的な推進 を図るものであります。

計画期間は令和6年度から令和8年度までとなってございます。

今年度の6月から、当計画の策定に向けた委員会を全部で4回、開催をしまして、検討・協議をしていただきました。本年の2月8日の策定委員会におきまして最終計画案がまとめられ、町に提出いただいたものであります。

計画の内容についてですが、本町の高齢者率は5割に迫っておりますが、高齢者人口は減少をしていくと見込まれております。今後は現役世代の減少に伴う介護人材不足の深刻化も 懸念され、健康寿命の延伸や介護予防の推進、高齢者自身の地域社会への参加などの取り組みが重要となります。

さらには、介護保険事業の安定した運営をしていくための事業規模の適正化や介護施設の 在り方などについての検討も必要となってまいります。

このほか、国の基本指針に基づきまして、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保や介護予防と保健事業の一体的実施の推進、地域包括ケアシステムの推進、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上などについての方針を定めてございます。

また、介護保険料につきましては、介護サービスの見込の量から給付費を推計をしまして、 必要保険料額を算出をしてございます。 介護保険法関連法の改正によりまして、介護保険料の所得段階が9段階から13段階となり、低所得者の保険料の軽減が強化をされてございます。また、近年の物価高騰も鑑みまして、介護保険料の基準額は第8期計画から据え置きまして、月額5,900円といたしております。必要保険料が不足する分につきましては、準備基金から3,500万円を取崩す計画となってございます。今後は人口減少に伴いまして被保険者数も減少をしていきます。介護給付の適正化を推進し、介護保険事業を持続的かつ効率的に実施できるよう計画に沿った事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番(山岸国夫君) 84ページなんですが、この前、全員協議会の時もちょっと伺いましたが、介護保険事業計画の上のほうの表の、只見デイサービスあさひヶ丘の利用者の受入れを図りますということで、令和3年度から令和22年度まで、ずっと書いてあります。

4月1日からあさひヶ丘のデイサービスの利用休止が利用者に通知されました。この計画では人数、載ってるんですが、これはまあ、現在の発表だと利用休止ということなんで、体制が整えれば利用がまた、このデイサービス、図られるというふうに、この扱い見ていいのかどうか。いや、4月1日から利用休止ですけど、その後、体制が整えば、利用休止はなくして再開するというように、この表は見てよろしいんでしょうか。

- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 介護保険事業計画の84ページ、⑦の部分だと思いますが、 こちらは通所リハビリテーションのサービス事業料の見込となってございますので、こちら こぶし苑で主に実施する通所リハビリテーションのサービス料の見込です。で、休止を予定 しておりますあさひヶ丘のデイサービスにつきましては、88ページの地域密着型サービス の通所介護という形になってございます。

今の現状におきましては、介護保険の第9期計画期間中はデイサービスを休止という形を 計画をしておりますので、今後の医療・介護・福祉の在り方検討会の中で検討をさせていた だいて、必要性が高まれば再開もありますけれども、第9期期間中は休止であるというふう にとっていただいて結構でございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) そうすると3年間は利用休止ということで、この間、利用休止を、今 まで利用されていた方の何人か、意見を聞きました。で、今まで3回行ってた人は2回にな ったと。で、もう1回は桜の丘で受けることができるという説明ですけれど、やはり、顔見 知りがいないと行きたくないと。本人が。通所してる方がね。ということで、そこはだから 断念して3回が2回になる。で、ある方は、3回のところ、最初からもう、桜の丘申し込ま ないと、行きたくないと、いうことで2回になったということで、利用者にとっては非常に 大変。それと、もう一つはやはり家族が大変。私も一番、おふくろが、母親が一番、その介 護認定を受けて軽い頃は、やっぱあさひヶ丘に通ってました。その当時は、やっぱり週2日 で、その当時はたぶん、10時からだったと思うんですが、9時半頃迎えかな、で、3時に はもう帰るということで、そうすると家族のほうは、かなりこの時間拘束されるんですよね。 昼間、長時間、午前中2時間、午後3時間、しか、それ以外は家にいて待機してないとだめ、 ということで、かなりその時間的な負担。これがかなり負担になりました。その後、30分 ずつかな、1時間延びたと思うんですが、朝9時くらいに迎えに来て、4時以降に自宅に送 ってくるということになって、やはりこの、朝晩の30分の延長というのはかなり違ってま した。だから、そういう点では今度のあさひヶ丘の通所リハビリの休止というのは、本人と 家族にとっても、もう大変な負担を強いる中身だったなと、だったと、これから、4月1日 からなりますけれども、だからここは、その町民のやっぱり負担の軽減、なんとかやっぱり していくということでの早急な対応が必要かなというふうに、この計画の中でも思いますの で、善処、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) サービスの今、転換の時期ということで、様々、ご迷惑をお かけしていることは承知をしてございます。

今回、デイサービスの休止に至った経過については先日の全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、介護人材の不足によるというものが一番大きい部分でございます。こちらも含めまして、医療・介護・福祉の在り方の検討会の中で、今後の只見町のその医療・介護・福祉の方向性というものを今後検討してまいりたいと思ってございます。

また、デイサービスを利用の方につきましては、サービスが低下になるということで、通 - 207 -

所リハビリテーションへ移動される方、同じく地域密着型のデイサービス桜の丘みらいに移動される方、またはこぶし苑のショートステイ、只見ホームのショートステイを組み合せてご利用という形で今、サービスの調整を図っているところでございます。サービスを休止するというのはサービス低下と、指摘は間違いないところでございますけれども、全体の中で今後の在り方については考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

- ○4番(矢沢明伸君) ただ今、課長のほうからも、今回の介護保険事業計画の中で一つの課 題というのは介護人材の確保、不足ということが言われております。それで、2番議員のほ うからも話ありましたが、あさひヶ丘のデイサービスの休止ということで、今般、突如、そ ういう休止というような状況になりました。それで、今回、9期の介護保険事業計画、いわ ゆる3年間、この計画を基に実施されるわけなんですが、今回のような唐突な休止というの は一番あってはならないことだと思います。それで、今、2番議員から話ありましたように、 介護サービスについては利用者、それから家族が一番の拠り所とするところでありますので、 それについては今回のような唐突の休止というような状況でなく、やはり、それなりに現場 に携わっていらっしゃる在宅介護支援センターのケアマネさんだとか、そういう現場の方と よく、今の介護サービスの状況を把握しながら、やはり利用者の本意に合った、そういう部 分でのサービスをちゃんとみていくという部分が一番の基本だと思いますので、その辺をし っかりみながら、介護人材が少ないから休止だとか、やめるとか、そういうことじゃなくて、 その辺のやはり、町としての基本的な考え方をしっかり持って、住民に対しても最低の福祉 の部分を、行政サービスを後退させないように、やはりしていっていただきたいと思います。 で、今回の休止についても最終的には町長の判断で休止というふうにいかれたと思いますの で、町長のお答えをお願いします。
- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長 (渡部勇夫君) お答えいたします。

ただ今、議員のほうから、デイサービスの在り方、先ほども2番議員からいただきまして、 今、4番議員からいただいておりますが、おっしゃるように、ご利用者様はじめご家族の方 が一番あの、その影響を受けられるわけなので、唐突なサービス休止、今般は誠にこのような形になったことにつきまして、大変心苦しく思っておりますが、そのうえでも極力、その良くない影響が広がらないように、その後の手当もしたわけではございますが、おっしゃるようなご懸念、ご不安、実際、3回から2回ということもありますので、今後につきましてはこのようなサービス休止とか、唐突だと言われることのないように、丁寧にその介護事業者さんとも打ち合わせ、協議を重ねながら取り組んでいきたいというふうに思っております。今般につきましては、かかる事情になったことにつきましては、大変心苦しく思っておりますが、是非ご理解いただきまして、次回以降、その辺のところは丁寧に進めさせていただきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

- ○7番(酒井右一君) 唐突な質問で大変申し訳ない。読んでみても、その、全部把握できないわけです。で、議案でありますから、議案、議決のルールに従うしかありませんが、この100ページ、120ページの中に、こういう形の介護の在り方について、何らかの、パターンあるいはそれについて、介護の仕方、介護の在り方に補助金を出すみたいなことがあるかなと思って探して、こういう形というのは、自宅で過ごしたい。最低限の介護を自宅で受けたい。それはまあ自費であっても受けたい。家を改修して、いわゆる、それ相当の介護施設と同等の自宅を造って、そこで介護してくれる。これは資格ある場合も、ない場合もあるんでしょうが、そういった人を自分で給料を払って、そして自宅で介護を受ける。そして、最終段階まで自宅で頑張るというような方法について、この計画書の中では表記できないものでしょうか。あるいはできても入れないものでしょうか。これ、政策に絡む問題ですから、とりあえずそこのところを説明していただきたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) ただ今のご質問ですけれども、掲載するとするならば、高齢者の、高齢者福祉計画のほうであれば、入れることは可能だろうというふうに思ってございます。介護保険事業計画につきましては、介護サービスのサービス料の見込から介護保険料、必要な介護保険料を割り出すための計画となってございますので、介護サービスを使わないパターンの事業料というのをこちらに見込むことは、形上、ちょっと難しいと思いますので、

今、酒井議員おっしゃったようなものを入れるとすれば、町で、単独でそういった事業の展開を図り、高齢者福祉計画の中に盛り込むといった形が適しているのかなというふうに思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) よくわかりました。良い説明で。

そのうえで、是非、そういう生き方もあるんではないかと。私自身もそう思ってますので。 住み慣れた家で、病院まで行くと。そして、あとは、また悪いと言われるかもしれねえが、 最後まで、最後の日までいくという生活もあるんだと思いますから、是非その、高齢者福祉 計画の中に、そういった窓口というか、突破口というか、入り口を設けるよう検討していた だきますよう、これあの、町長自身のお考えをお伺いしますが、お互い、同じような、似た ような立場ですので、老後についてよろしくお願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。
- ○町長 (渡部勇夫君) お答えいたします。

本当に、健康寿命を延ばして、また、できるだけ在宅で生活していきたいという思いは、 酒井議員も私も同じ考えで持っておりますので、今後、そういった医療・介護・福祉の在り 方検討会の、先ほどの委員の議案も可決していただきましたし、そういった中で様々検討さ せていただきたいと思います。考え方は十分、私もそのように思っておりますので、検討さ せていただきたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。 3回目。
- ○7番(酒井右一君) これからはやはり、独自性というか、個人的な人格を否定しない。趣味のある方もいらっしゃいますので。是非、なんとかそういった形で、自宅で全うできるような、今、町長、力強いお言葉いただきましたので、検討していただきますように重ねてお願いします。よろしくお願いします。
- ○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。 ございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) これで質疑を終わります。 これより討論に入ります。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号 只見町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第5、議案第7号 只見町介護保険条例の一部を改正 する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) それでは、説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) それでは、今、資料を配付をさせていただきましたが、こち ら議案第7号から第11号までの資料となってございます。

この議案につきましては、介護保険事業計画及び介護報酬の改定に係る介護保険関連法等の改正による所要の改正になりますので、資料のほうをこちらでご説明をさせていただきたいと思うものであります。

それでは、議案第7号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例ということで、こちら - 211 -

資料をご覧いただきたいと思います。

改正の理由につきましては、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正によるもの であります。

内容につきましては、主に介護保険料の標準段階及び保険料率、公費軽減割合の変更を行 うものであります。

先ほどご議決いただきました議案第6号の介護保険計画の102ページに、ご覧いただく と介護保険料の一覧が載ってございますので、併せて見ていただくとわかりやすいかと思い ます。

こちらにつきましては、標準段階を、現行、第8期につきましては9段階であったものが、 第9期からは13段階となりまして、第1段階から第3段階までの割合を引き下げまして、 今回新設する10段階から13段階までの割合を、現行の9段階の割合よりも高くするもの でございます。標準段階及び保険料率の見直しによりまして、低所得者の保険料の上昇を抑 制する狙いでございます。

また、第1段階から第3段階の保険料率を引き下げたことによりまして、計画の102ページでいきますと、公費軽減のところなんですけれども、そちらの公費軽減割合の上限が引き下げられておりますけれども、1段階から3段階までの割合が引き下げられたことによって、低所得者の負担軽減というのは前回、8期計画よりも負担は軽減されているという内容になってございます。

ちょっと、非常に複雑で、説明が上手でなくて申し訳ないんですけれども、議案の内容については、説明については以上になります。よろしくお願いします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第6、議案第8号 只見町指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたし ます。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) それでは、議案第8号 只見町指定密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し 上げます。

こちらについても資料をご覧いただきたいと思います。

改正の理由につきましては、介護保険施行規則及び基準省令の改正によるものでございます。

内容としましては、主に指定地域密着型の各サービスの運営基準の改正及び各具体的取扱い方針の規定として、新設される基準を、従うべき基準として位置付けるための改正ということになります。地域密着型サービスにつきましては、介護保険事業計画の88ページに記載してある事業となってございます。88ページから記載になっている事業が対象となるものでございます。各条項におきまして、その地域密着型の各サービス事業ごとに管理者の兼務範囲の明確化、あとは兼務可能なサービス類型の制限の廃止、記録媒体を指定する規制の

見直し、身体拘束等の原則禁止及び行う場合の記録の整備、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会設置の義務付け、あとはテレビ電話等を活用した会議の実施、重要事項のウェブサイト記載の義務付け、協力医療機関との連携体制の構築、人員配置基準の特例的な柔軟化、緊急時等の対応方法の定期的な見直しの義務付け、経過措置期間の延長についての改正となってございます。そのほか、文言の削除修正が行われているものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第8号 只見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第7、議案第9号 只見町指定地域密着型介護予防サ - 214 - ービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といた します。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) それでは、議案第9号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これにつきましても資料をご覧いただければと思います。

改正の理由につきましては、介護保険施行規則及び基準省令の改正によるものでございます。

先ほどの議案第8号で説明しました地域密着型サービスの介護予防の部分となります。

内容としましては、主に指定地域密着型介護予防サービスの事業ごとの運営基準の改正となります。各条項におきまして、先ほども説明しましたけれども、管理者の兼務範囲の明確化、兼務可能なサービス類型の制限の廃止、記録媒体を指定する規制の見直し、身体拘束等の原則禁止及び行う場合の記録の整備、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置の義務付け、テレビ電話等を活用した会議の実施、重要事項のウェブサイト掲載の義務付け、協力医療機関との連携体制の構築、経過措置期間の延長等についての改正となってございます。このほか文言の削除修正となってございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第8、議案第10号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) それでは、議案第10号 只見町指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げま す。

こちらにつきましても、資料裏面をご覧いただきたいと思います。

こちらの改正の理由としましては、介護保険法施行規則及び基準省令の改正によるもので ございます。

主な内容としましては、介護支援専門員、ケアマネージャーですけれども、一人当たりの 取扱件数の見直しになってございます。原則、要介護者が44人以下であれば、必要なケア マネージャーの人数を一人とし、44人ごとに一人ずつ増すという改正となります。現行条 例では要介護者の人数が35人以下というふうに規定されておりますので、増えるという改 正となってございます。その他、利用者への居宅サービスの利用割合の説明の努力義務化、 記録媒体を指定する規制の見直し、身体拘束等の原則禁止及び行う場合の記録の整備、テレ ビ電話等を活用した会議及びモニタリングの実施、重要事項のウェブサイト掲載の義務付け、 経過措置期間の延長等についての改正となってございます。このほか文言の削除修正がござ います。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

2番、山岸国夫君。

- ○2番(山岸国夫君) 説明資料のほうでの、今までは、現行条例では要介護者35人でケアマネージャー、一人と。で、今度はこの改正だと44人に一人ということですよね。それで、9人ほど増える。まあ、言い方換えれば、一人のケアマネージャーが要介護者をみる人数が増えるということで、ケアマネージャーの仕事量が増えるというふうにも、これ読み取れるんですが、一人当たり少なくなれば、対象人数減って、仕事量が減るという言い方おかしいですけど、これだと増えて、ケアマネージャーの仕事が大変になるんじゃないかなというふうに、これ読み取れますけど、それとやはりあの、これ、介護認定にも関わってくると思うんですが、結構あの、介護認定受けるまで、それは認定の基準と認定会があるから、一概的には言えないと思うんですが、その認定、判定会を待って、その介護認定を受けるまでの期間が長かったり、かなり住民の方では申請しても大変だったり、というのも伺ってます。そういう点ではこの人数が9人緩和される、要するに受け持ち範囲が広くなるということでのケアマネージャーの負担はこれからどうなるのかと。過重負担になる得る可能性もあるんですけど、その辺はどんなふうにみられてますでしょうか。
- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 現行一人当たり35人の要介護者ということで運営をしておりまして、今まで実際に35人以上を受け持っていたケースもございます。その際は介護報酬が減算されるといった状況でもありました。今回、介護計画の中でもお話をさせていただきましたが、只見町だけでなく、介護人材が不足をしている状況だということで、ケアマネ

ージャーの担当する人数を増やせる。しかしながら、こちらに事務職員を配置したり、あとは I C T 技術というか、システムを入れることで、さらなる増やすこともできるといった改正となってございます。説明の中では少し漏れた部分もありますけれども、事務員の配置、システムの導入によれば一人当たりの人数を 4 9 人まで増やすことができるといったような改正にもなってございます。

只見町の場合におきましては、そういった事例はなかなか難しいと思いますので、今回の 説明では44人とさせていただきましたが、実際、ケアマネージャーが担当する件数自体は、 規定としては増えますが、只見町としては横ばいで推移するのではないかというふうには見 通しを立てております。

また、介護認定までの時間につきましては、ケアマネージャーはケアプランを立てていた だくということになりますので、介護認定については介護認定調査員が調査を行いますので、 直接、ケアマネージャーが介護認定を行うわけではございませんので、そこの部分の負担は 大きく変わらないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番(鈴木好行君) 議案8号からここまで、ずっとあるんですけれども、この中に、身体拘束等の原則禁止及び行う場合の記録の整備というふうな文言があります。それで、9号のところで、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するということと、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するというふうな文言が載っております。

現在ですね、やむを得なくて身体拘束をしなきゃならないような場合もあると思うんですけれども、現在、そういった場合は、誰が、どのように、個人の判断で身体拘束をして、担当職員のですね、個人の判断で身体拘束をして良いものなのか、それとも、それの許可を出す人がいるのか。現在の状況はどのような状況でやっているのかというのと、あとはこの適正化のための指針というのにはどういったことを盛り込まれるのかなというふうなことを2点お伺いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 身体拘束については、原則、実施していないものというふう 218 -

に把握しております。今までも、このサービス事業ごとにそういった決めを、基準を定めることもなかったので、今回の改正によってサービス事業ごとにきちんと禁止であるということを明言するということと、例えばやむを得ず行う場合に、そういった記録をきちんと残しておくということを、この条例改正の中で改めてお示しさせていただくものというふうにご理解いただければと思います。

あと、

- ○10番(鈴木好行君) マイクなしで発言 聴き取り不能
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) そうですね。 第9号のところにあった、利用者の安全並びに介護サービスの質の、の部分、指針…
- ○10番(鈴木好行君) マイクなしで発言 聴き取り不能
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) そうですね。そういったことを盛り込むということで、ご理解いただけあればというふうに思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 10番、鈴木好行君。
- ○10番(鈴木好行君) 昨今、テレビ報道等で、職員による入所者に対する虐待みたいのがあるので、これを盛り込んだことによって記録等の整備をしておけば、反対の意味に、逆の意味にとるんですけれども、おけば、こういった拘束をしても良いのかなというふうに、変な意味で受け取れられないような形での運営をしていただきたいなというふうに思います。ちょっと老婆心ながら心配しました。

以上です。

○議長(大塚純一郎君) 答弁を。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) そうですね。サービス事業ごとに、こちらは定めることになっておりまして、記録自体も2年間の保存を必要とするというふうになってございますので、そういったことのないように町としても指導はしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

 $\bigcirc$  4番 (矢沢明伸君) 今回の改正で、44人まで、一人のケアマネージャーがケアプランを - 219 -

作成できるということで、現状でもたぶん、35人ということなんですが、実際は、もう35人以上やってらっしゃるという状況じゃないかと思います。それでやはり、課長から話あったように、もうそれを過ぎると減算になると。いっぱい仕事をして介護報酬が減額されるということになってしまうの、本当にどういうことなんだろうとなります。今回、44人になったから、楽になるということじゃなくて、逆に、枠が広がった。それで減算にならないということであるんですが、本当、現場としては大変な部分があるかと思います。それで、一般会計の中でも、在宅介護支援センターの委託料ということで、町としての委託料をやってます。やはり、これからの医療・介護・福祉の在り方検討委員会でも当然、この部分は検討されると思うんですが、やはり、そのケアマネージャーの人員確保も大変だと思いますので、やはり、今、現場に携わっている方の業務量って大変な部分あります。ここのポイントというのは、今度、介護サービス、一番の要ですので、やはりその辺も含めて、今回44人に、改正になって枠が増えたということの理解じゃなくて、やはりその辺の状況をよく把握しながら、現場の在り方を含めてよく検討いただきたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) ありがとうございます。

本当にケアマネージャーについては、実際に、本当に大変なお仕事をされているというふうに私のほうも認識をしてございます。また、ケアマネージャーの人材の育成というのも非常に大きい課題になっておりまして、只見町ではなかなか育成できていないという現状もございます。現場の声を聞きながら、今回については制度の改正ということで、条例を改正をいたしますけれども、現場の運営に関しては私どもも状況を把握しながら、過度な負担にならないような形で進めていければと思っております。

ありがとうございました。

- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。
  - 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) この説明資料の中での理由に、介護保険法施行規則及び基準省令の改 正によるものというふうに書いてありますが、これ、やはり、国からの、こういう改正によ って、こういうふうな中身にしてということで、そう捉えてよろしいですね。
- ○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。
- ○保健福祉課長(吉津瑞穂君) 今年度、第9期の介護保険事業計画の策定の年ということで、

介護報酬も改訂になります。介護報酬の改訂に伴いまして、介護保険法並びに介護保険施行 令、施行規則及び基準省令等、全て改正になりますので、それに基づいた条例の改正という ことでご理解いただければと思います。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

○議長(大塚純一郎君) 討論。

反対討論ですか。

[「反対討論です」と呼ぶ者あり]

- ○議長(大塚純一郎君) それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。 2番、山岸国夫君。
- ○2番(山岸国夫君) 反対討論です。

先ほどの質疑、それから4番議員の質疑の中でもありましたように、やはりこれは、やっぱり国からの介護保険制度のやはり私は解約だというふうにみます。ケアマネージャーの負担軽減というんであれば、一人当たりのやっぱり、みる範囲を増やすんじゃなくて、減らすべきだ。で、余計配置できるようにしていくと。これじゃあ、労務強化以外の何ものでもないと。この条例は。というふうにとれますので、私は反対いたします。

○議長(大塚純一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第10号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(大塚純一郎君) 起立多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第9、議案第11号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) それでは、議案第11号 只見町指定介護予防支援等の事業 の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料をご覧いただきたいと思います。

こちらの改正の理由につきまして、介護保険法の改正及び介護保険法施行規則並びに基準 省令の改正によるものでございます。

内容としましては、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになると。こちらは介護保険法が今年度、令和6年4月1日施行で改正をされるため、従来の基準とは別に指定居宅介護事業所が指定を受けて、指定介護予防支援を行う場合の従業員の基準が定められるものとなってございます。

その他、記録媒体を指定する規制の見直し、身体拘束等の原則禁止及び行う場合の記録の整備、テレビ電話等を活用した会議及びモニタリングの実施、重要事項のウェブサイト掲載の義務付け、経過措置期間の延長等についての改正でございます。その他文言の削除修正となってございます。

説明は以上です。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



- ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第10、議案第12号 道路占用料徴収条例の一部を 改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

- ○農林建設課長(星 一君) 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長。

○農林建設課長(星 一君) 議案第12号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条 例についてご説明申し上げます。

只見町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するというものでございます。

こちら別表の改正となります。

附則において6年4月1日から施行ということでございます。

新旧対照表、議案第12号資料をご覧いただきたいと思います。

左側が改正後、右側が改正前ということで、こういった形での改正となります。

今回の改正につきましては、福島県道路占用料の徴収条例の改正に基づきまして町条例に つきましても同様の内容で改正を行いたいというような内容でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、山岸国夫君。

- ○2番(山岸国夫君) 説明資料の2ページ、一番上のところですが、全体とすれば、改正前、 改正後、改正後ほとんどが、改正前と比較して占用料引き上げになってますが、ここと、それから資料3の、4、改正後、この上の4の、法第32条第1項第6号に掲げる施設ということで、祭礼だとか、アーチだとか、そういうところ引き下げになっていると。引き下げになったり、引き上げになってる、バラバラですけど、その辺の根拠がわかりましたらお願いします。
- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。
- ○農林建設課長(星 一君) 基本的には、この金額の改正につきましては、土地の価格等を 基に県が定めたものということになります。また、低くなっているものについては特別な事 象によるもので減額というようなことで定められたものというふうに考えてございます。

只見町におきましては、福島県の道路占用料の徴収条例の中に、区分が分かれておりまして、甲乙丙ということで、地区ごとに道路占用料、県の道路占用料というのが定められておりまして、只見町においては丙地区ということで、同様の基準で今回定めさせていただきたいという内容でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、小沼信孝君。

- ○6番(小沼信孝君) この資料もそうなんですが、これは、占用料は円でしょうか、千円で しょうか。万円でしょうか。単位が記載になってないんですが。
- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。
- ○農林建設課長(星 一君) こちら円でございます。
- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 小言を言うようで申し訳ないですが、議案の議決ですから、言われね えとわかんねえ、記載してないもの、これはやっぱり、議長、どういう扱いされるかわかり ませんが、6番議員言うとおりだと私は思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。 もう一度、この件に関して発言を求めます。
- ○農林建設課長(星 一君) 現在、改正前の本文のほう見ておりましたが、単位が確かに抜けております。ただ、本文の中では円が入っているというような状況になってございます。 ご指摘はそのとおりだと思いますので、次回の改正の際には、そのようなことで見やすい形での改正をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。 ほかに。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長(星 一君) 大変失礼しました。

今回、新旧対照表と、道路占用料のこの改正条文には入っていないんですけれども、備考欄に、金額の単位は円とするということで記載があります。その中で、今回の改正の部分でないものですから、それが記載になっていないということでご理解をいただきたいと思います。単位は円でございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 議決対象文書。これが備考に円が入っておるというんであれば、それは正式な議決対象文書になると思いますが、そうでない場合は、正式な議決としての手続き

には無理があるんだと、そう思いましたので質問いたしました。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。農林建設課長、星一君。

○農林建設課長(星 一君) 繰り返しになります。

最初の説明のほう、誤りでございました。

今回の別表の改正以外の別表の下の備考欄に金額の単位は円とするということでの記載が ありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ご理解よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 今の説明でよろしいでしょうか。 7番、酒井右一君。

- ○7番(酒井右一君) 個人的な見解として述べさせていただければ、本会議議決、正式な議 案番号とったものでありますから、その議案に属する書類について不備があれば、これを議 決したとなりますと、なかなか、難解な話になりますので、私としては別に、わかったので、 いいかなと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 今の課長の説明でよろしいでしょうか。 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) これで質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第11、議案第13号 只見町町営住宅条例の一部を 改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

- ○農林建設課長(星 一君) 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長。
- ○農林建設課長(星 一君) 議案第13号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

只見町町営住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。

ただ今配付しました議案第13号資料をご覧をいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、公営住宅法に定める補助金の耐用年数を経過した公営住宅を 住居時所得要件のない賃貸住宅条例に位置づけまして、幅広い層へご利用を可能とするため の改正ということになります。

この改正後の中に、これ、全体が記載をされておりませんけれども、今回の改正によりまして、この町営住宅条例に残る住宅というものはRC3階建ての8棟、町内8棟になるわけですけれども、8棟6戸になりますが、48戸と、今後、取り壊し等を予定しております5戸連棟1棟の礼堂住宅のみということになります。今後、幅広い層への利用を可能とするための改正でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

6年4月1日からの施行を予定しております。よろしくお願いします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



- ◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決
- ○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第12、議案第14号 只見町賃貸住宅条例の一部を 改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

- ○農林建設課長(星 一君) 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長。
- ○農林建設課長(星 一君) 議案第14号 只見町賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

只見町賃貸住宅条例の一部を次のように改正するというものでございます。

別表の改正となります。

附則によって、6年4月1日からの施行ということでございます。

配付をさせていただいた議案第14号資料をご覧をいただきたいと思います。

現在、本条例に定められている住宅は沖下住宅5戸連棟の2棟が定められておりますが、 先ほど議案第13号で町営住宅から、今回、賃貸住宅条例へ移す住宅というようなことで、 左側の改正後の住宅ということになります。

この改正によりまして幅広い層への利用を可能としたいという内容でございます。 よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第14号 只見町賃貸住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第13、議案第15号 只見町簡易水道事業及び只見 - 229 - 町農業集落排水事業の設置に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

- ○町民生活課長(増田 功君) 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。
- ○議長(大塚純一郎君) 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

- ○議長(大塚純一郎君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(増田 功君) 議案第15号 只見町簡易水道事業及び只見町農業集落排水 事業の設置に関する条例でございます。

こちらのほうの趣旨でありますけれども、第1条でありますけれども、地方公営企業法第4条の規定に基づき、只見町簡易水道事業及び農業集落排水事業の設置及びその経営の基本について必要な事項を定めるものでございます。

2条では、簡易水道事業を設置する。2条の2項では農業集落排水事業を設置するとございまして、以下、所要の条例でございます。

第5条では、重要な資産の取得及び処分。そして、6条では、議会の同意を要する賠償責任の免除。第7条においては、議会の同意を要する負担付の寄附の受領等となってございまして、1ページおめくりをいただきまして、会計事務の処理。第8条でございます。そして、第9条では、業務状況説明書類の提出等となってございまして、附則では4月1日から、令和6年の4月1日から施行ということになっております。

そして、只見町特別会計条例の一部を改正するということで、特別会計条例の第1条中第2号を削り、というのは簡易水道特別会計でございます。そして、第4号を削り、が農業集落排水事業でございます。そちらのほう削りまして、特別会計を事業会計のほうにするという条例の提案でございます。

経過措置については、それ以降について記載してございます。それぞれ引き継ぐというものでございます。

お配りいたしました資料で、これ、経過等を説明させていただきたいと思います。

平成31年1月25日の総務大臣の通知でございます。

こちらのほうで公営企業会計の適用の更なる推進についてということで、県知事、各指定都市市長宛てに通知がございました。

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増していますということになってございまして、2段落目の2行目でございますけれども、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握したうえで、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取り組みであるというふうにされております。

そうした中で、3段落目の3行目でございますけれども、平成27年通知によりまして、平成27年から平成31年までの5年間で公営企業に移行されるように要請されたと。そうしたところ、その一番下段になりますけれども、都道府県及び人口3万人以上の市町村においては、次ページになりますけれども、大幅な進捗が見られたけれども、一方で、人口3万人未満の市区町村においては取り組みの進捗に差異が見られるなど、一層の取り組みが求められる状況にありますということで、こうした状況を踏まえて、そこから3行いきますけれども、新たに平成31年度から平成35年度までの5年間で、さらなる取り組みを推進していただくよう特段の配慮をお願いしますということで、特に下水道事業及び簡易水道事業については引き続き取り組まれるようにということで、この通知を基に、本町でも3年前から公会計への移行の準備を進めてまいったところでございます。

3ページご覧いただきたいと思いますけれども、官庁会計から公営企業会計の科目修正のイメージでございますが、左側、官庁会計、歳出と歳入とございます。これは官庁会計の科目ということでこういうふうになってございますけれども、現金主義で単式簿記でございます。これを企業会計ということで発生主義、複式簿記へ移行するものでございます。そうした中で、官庁会計から右側に矢印がございますけれども、収益的収支と資本的収支に分解をすることになります。そうしまして、収益的収支と資本的収支、この二つの予算ができるということでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

予算様式でございますけれども、収益的収支、3条というのは公営企業施行規則の3条の ことを言ってございます。3条予算には、現金の収支に関わらず当該年度に発生が予定され る全ての収支を予算に計上するということでございます。そして、その下の資本的収支、4 条予算でございますけれども、4条売予算には、施設の整備や拡充などの建設改良費、企業 債収入、企業債元金償還などに関する収支を計上するものでございます。

そういったことで6年度の予算を企業会計方式で行いたいというものでございます。

次のページでございますけども、資金の循環ということでございますけれども、3条予算 と4条予算。4条予算の赤字部分については、3条予算のほうから補てんをするということ でございます。詳しくは予算の説明の時に説明したいと思います。

以上、特別会計、簡易水道と農業集落排水事業会計を公会計の、公営企業会計のほうに移 行するための条例の提案でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

- ○10番(鈴木好行君) これで公営企業会計に基づく条例ということで、これに移行した場合にですね、町村として、町として、どのようなメリットがあって、またこれ、財務情報を関係者間で共有することが有効ですと書いてありますけれども、ここで言う関係者、例えば国とか県から助言とか指導がくるのか。関係者間で有効というのはどういうことなのか。結局、町単独ではなくて、もっと広い目でみましょうということなのかもしれないですけれども、その辺のシステム、町にとってどのように有効に働くのでしょうか。
- ○議長(大塚純一郎君) 町民生活課長、増田功君。
- ○町民生活課長(増田 功君) ただ今のお質しでございますけれども、みな同じ公営企業の 複式簿記によりまして財務諸表を作りますので、それによって他の事業体、企業の、要する にほかの水道事業やっているところや下水事業をやっているところとの比較ができる。また、 同じ規模の自治体というか団体との比較ができるということで、それを参考に経営の改善を していけるというメリットがあるというふうに感じております。
- ○議長(大塚純一郎君) 10番、鈴木好行君。
- ○10番(鈴木好行君) そうすると、以前、水道料金値上げの時には、検討委員会みたいの開いて水道料金を決定されました。これによって、この結果によって、水道料金の算定なども、今度、参考にできるということなんだろうけれども、その決定に従わなければならない。

のか。また、町独自に、ここの部分は若干、町民負担を抑えるために水道料金はこのままでいこうよみたいな、こっちではこういう結果が出たけども、町としてはこの水道料金の算出でいきましょうというような形での運営というのも可能、それは実現可能なんでしょうか。

- ○議長(大塚純一郎君) 町民生活課長、増田功君。
- ○町民生活課長(増田 功君) 事業体として、事業者として、料金の改訂とかはすることになります。公会計に移行しまして、一年、決算といいますか、損益計算書が一年過ぎると出ます。そういった中で、この経営で、今の料金でいいのか、あるいは経費節減するところがないのか。そういったのを見まして、今、議員がおっしゃったように改善しなければならないものについては審議会等を開きまして、改善を、改善と言いますか、改定というものを図っていくような、料金の場合はですけれども、そうなると思います。決して押し付けでほかの国とか県から、ということでなくて、やはりここは自治、自治でありますから、一つの事業体としての考え方で経営を考えていくことになるというふうに思います。
- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第15号 只見町簡易水道事業及び農業集落排水事業の設置に関する条例は、原案の とおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第14、議案第16号 只見町辺地総合整備計画の変 更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長(増田栄助君) それでは、議案第16号 只見町辺地総合整備計画の変更に ついてご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和2年度から令和6年度までの塩沢辺地の総合整備計画を変更 させていただくものでございます。

おめくりをいただきますと、総合整備計画書ということで、1番に辺地の概要ございますが、範囲としましては大字塩沢、寄岩、十島となってございます。位置、また辺地度数ということで記載となってございます。

おめくりをいただきますと、計画書と、2番となりまして計画書ございますが、今回、追加をさせていただくものは3ページ、公共施設の整備計画という中で、令和2年度から6年度までの5年間、この中で集会施設修繕事業1,600万円の事業費で追加をさせていただくものでございます。具体的には寄岩集会施設の修繕工事。これを行うために追加をさせていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号 只見町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決するにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



## ◎散会の宣告

○議長(大塚純一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後4時45分)